

島本町子育て支援プラン

次世代育成支援対策行動計画後期計画

～ 地域社会で子育て支援～

【 素 案 】

平成 21 年 12 月

島 本 町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の策定体制.....	2
第2章 本町における子育ての現状と課題	3
1. 統計データに見る本町の現状.....	3
2. 子どもや子育て家庭の意識・動向	14
3. 子育て支援の担い手の意識・動向	29
4. 子育て支援に関する施策等の現状と課題.....	32
第3章 計画の基本的な考え方	50
1. 基本理念	50
2. 基本方向	50
3. 基本施策	51
4. 計画の施策体系	53
第4章 施策の展開	54
基本施策1 地域における子育て支援.....	54
基本施策2 母性及び乳幼児等の健康の確保および増進.....	61
基本施策3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり	64
基本施策4 ワークライフバランスの実現.....	70
基本施策5 子ども等の安心と安全の確保.....	73
基本施策6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	76
第5章 計画に関する目標値	79
1. 特定事業に関する目標値.....	79
2. 島本町独自の目標値	80
第6章 計画の推進に向けて	82
1. 計画の推進体制	82
2. 計画の進行管理.....	82
参考資料	83
1. 審議経過	83
2. 用語解説.....	84

注)本文中の 印は、「用語解説」のページに注釈があることを意味しています。

第 1 章 計画の概要

1 . 計画策定の背景と趣旨

国は、少子化に対して総合的かつ計画的な取組を推進する「少子化対策プラスワン」を平成 14 年 9 月に取りまとめ、さらに、これを具体化するため平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

本町においては、平成 17 年 3 月に「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として、「島本町子育て支援プラン」（前期計画）を策定し、行政や地域の取組をはじめ、地域社会が子育て家庭と協力し、次代を担う子どもの健全育成を推進してきました。

前期計画の終了年度である平成 21 年度、本町では、社会情勢や経済情勢等の変化はもとより、子どもと子育て家庭、子育て支援の担い手を取り巻く現状・意識や前期計画の進捗状況等を十分に踏まえ、本町の子育て支援について良いところはさらに伸ばし、弱いところは改善・補強していくという視点に立ち、「島本町子育てプラン 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を策定します。

2．計画の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として、国の示す行動計画策定指針の内容を踏まえて策定するもので、島本町のまちづくりの基本指針となる第四次島本町総合計画（計画期間は平成22～31年度の10年間）を上位計画とし、「島本町地域福祉計画」や「島本町母子家庭等自立促進計画」などの関連計画との調和が保たれたものとしします。

3．計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画は平成17年度から平成26年度の10年間が計画期間となっており、後期計画である本計画の計画期間は、平成22年度から平成26年度の5年間としします。

なお、計画を推進するなかで、社会情勢や経済情勢等に変化がある場合や上位計画などに変更が生じた場合、必要に応じて計画の内容を見直すこととしします。

4．計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査などを通して、子育て家庭や子育て支援の担い手の意識や動向、ニーズの把握に努めました。

また、子育て支援の関係課等との計画内容の検討や事業・施策の調整を行うとともに、住民や関係機関・団体の代表、学識経験者等で構成される島本町住民福祉審議会において本計画の策定に関する部会を設置し、計画内容について幅広い検討を進めました。

第2章 本町における子育ての現状と課題

1. 統計データに見る本町の現状

(1) 人口の動向

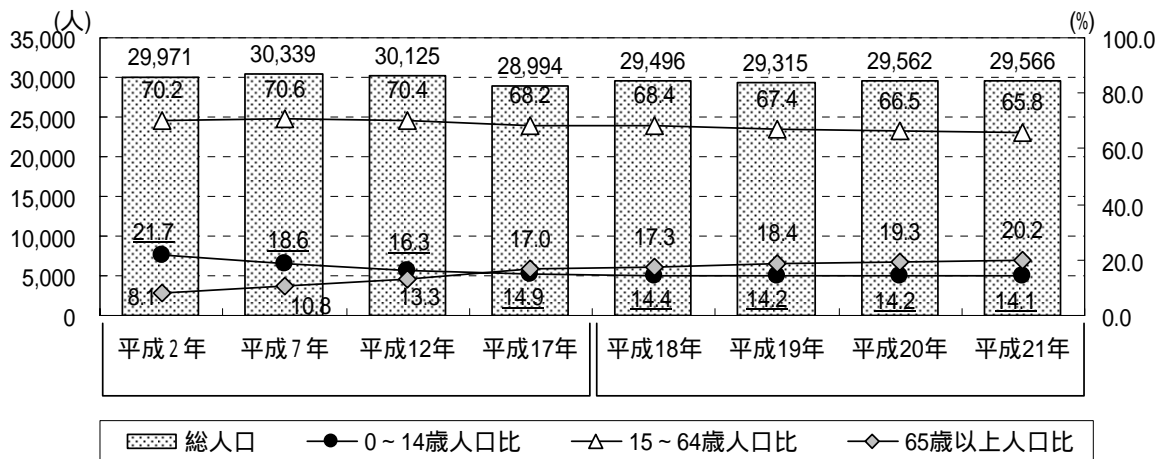
総人口および年齢3区分別構成比の推移と全国、大阪府との比較

総人口の推移を国勢調査の結果でみると、平成2年から平成17年にかけては微減傾向にあり、平成17年で28,994人となっています。また、住民基本台帳及び外国人登録では、平成18年から横ばい状態にあり、平成21年で29,566人となっています。

また、年齢3区分別人口構成比の推移を国勢調査の結果でみると、65歳以上人口比は平成2年(8.1%)から平成17年(17.0%)まで、15年間で9ポイント程度増加しており、住民基本台帳及び外国人登録による平成21年の65歳以上人口比は20.2%と、さらに増加しています。

一方、0～14歳人口比は平成2年(21.7%)から平成17年(14.9%)で7ポイント程度減少し、平成21年には14.1%まで減少していることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

【総人口および年齢3区分別人口構成比の推移】

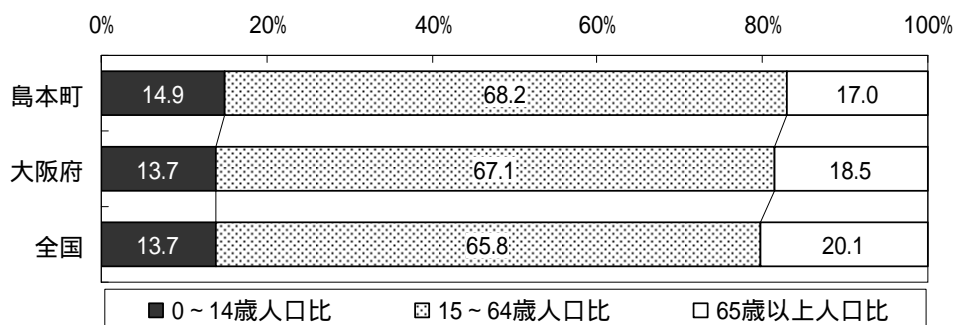


資料：平成2～17年は国勢調査（各年10月1日）
平成18～21年は住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日）

さらに、国勢調査の結果より、平成17年の年齢3区分別人口構成比を、大阪府および全国と比較すると、0～14歳人口比については、本町(14.9%)が、大阪府(13.7%)や全国(13.7%)を上回っています。また、65歳以上人口比については、本町(17.0%)は、大阪府(18.5%)や全国(20.1%)を下回っています。

このことから、少子化および高齢化ともに、大阪府や全国と比べて緩やかに進行していることがわかります。

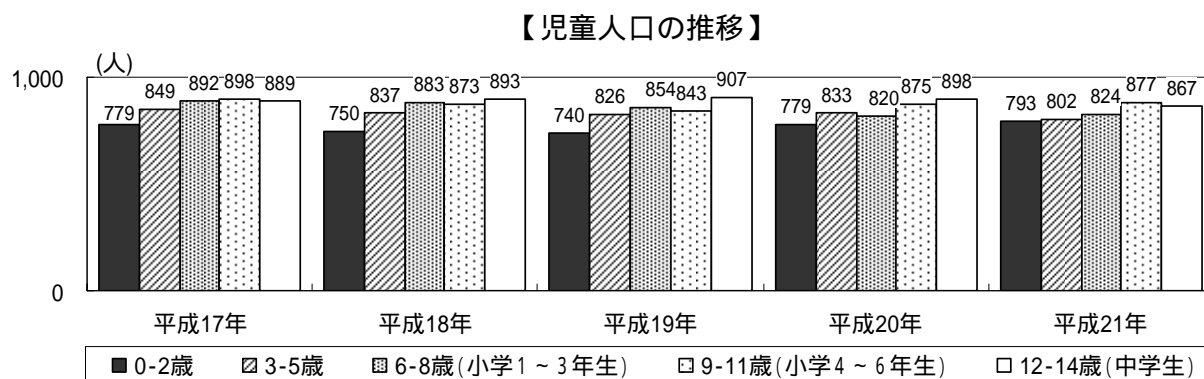
【年齢3区分別人口構成比の全国・大阪府との比較（平成17年）】



資料：国勢調査（平成17年10月1日）

児童人口の推移

児童人口（0～14歳人口）の推移をみると、すべての年齢層で横ばい状態となっています。

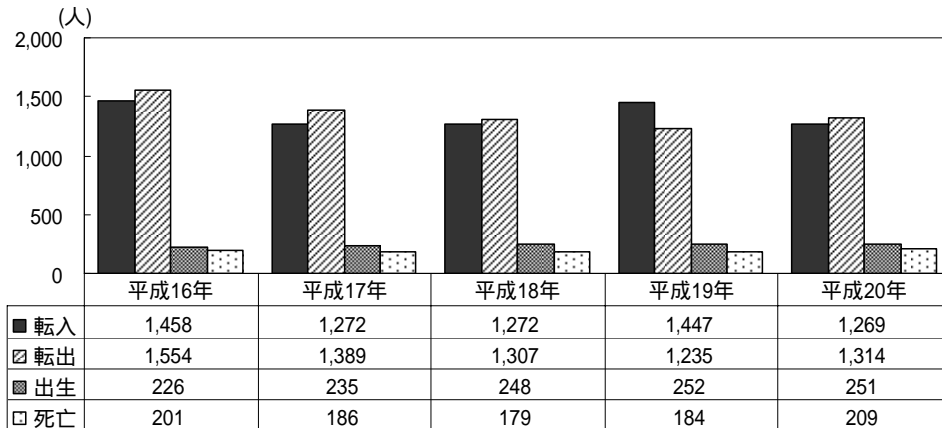


資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日）

人口動態の推移

人口動態の推移をみると、社会増減（転入・転出）については、平成19年以外は転出が転入を上回っています。平成19年は、町内の大型マンション等の住宅開発により転入が転出を上回っています。自然増減（出生・死亡）については、平成16年から平成20年にかけては、出生が死亡を上回る状況が続いています。

【人口動態の推移】



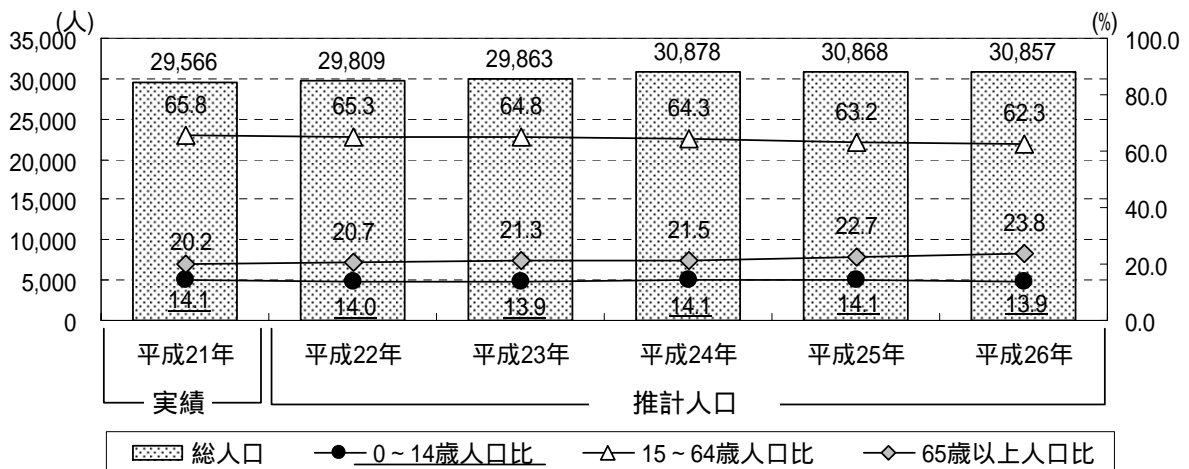
資料：住民課統計資料

推計人口と年齢3区分別構成比の推計

推計人口をみると、平成22年から平成24年までは増加傾向、その後は横ばいとなっており、特に、平成23年から平成24年にかけては、町内での大型マンション等の住宅開発により、人口は増加することが予測されています。

また、年齢3区分別構成比をみると、0～14歳人口比は横ばいで推移しているのに対して、65歳以上人口比は緩やかに増加していくことが予測されています。

【推計人口と年齢3区分別構成比】



資料：住民基本台帳及び外国人登録より、コーホート変化率法を用いて推計

町内の大規模宅地開発の実績に基づき、今後の大規模宅地開発に伴う町外からの転居人口も推計に反映

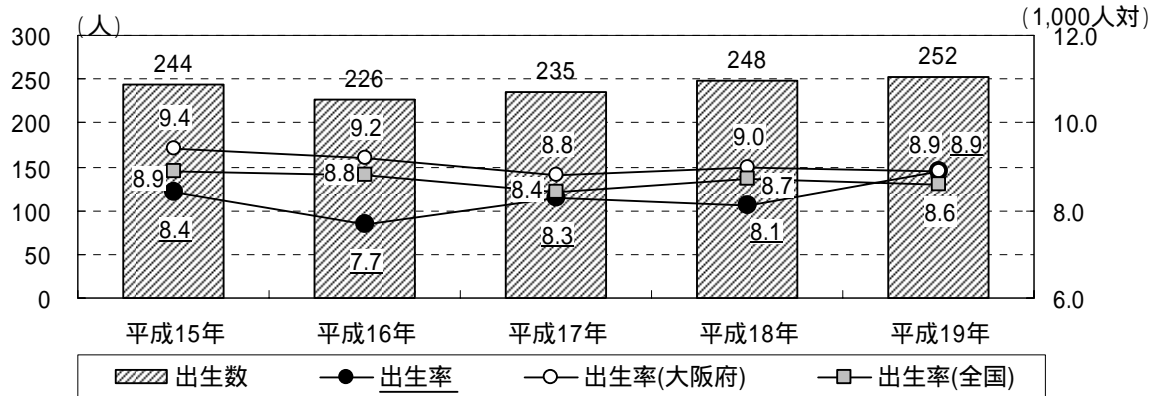
〔参考〕第四次島本町総合計画基本構想においては、平成31年の人口目標を32,000人程度と設定しています。

出生数および出生率 の推移と全国、大阪府との比較

出生数および出生率 の推移をみると、平成 15 年から平成 16 年にかけては減少していますが、平成 16 年から増加傾向にあります。出生数については平成 15 年(244 人)から平成 19 年(252 人)で 8 人の増加となっています。

また、出生率 については、大阪府や全国を下回る状況が続いていましたが、平成 19 年には全国を上回り、大阪府と同値となっています。

【出生数および出生率 の推移、全国・大阪府との比較】



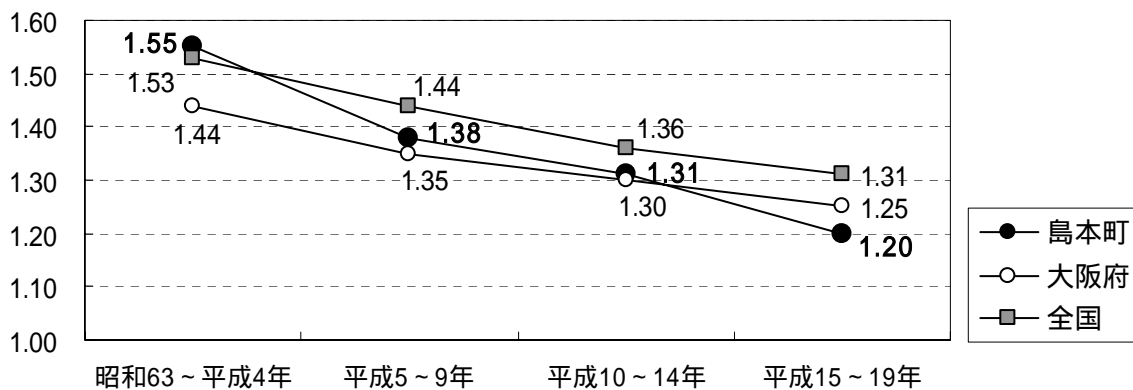
資料：出生数については住民課統計資料

出生率 については島本町・大阪府は人口動態統計（大阪府）、全国は人口動態統計（厚生労働省）

合計特殊出生率 の推移と全国、大阪府との比較

合計特殊出生率 は、昭和 63～平成 4 年では 1.55 となっており、大阪府や全国を上回っていましたが、平成 15～19 年では 1.20 と減少しており、大阪府や全国を下回っています。

【合計特殊出生率 の推移、全国・大阪府との比較】

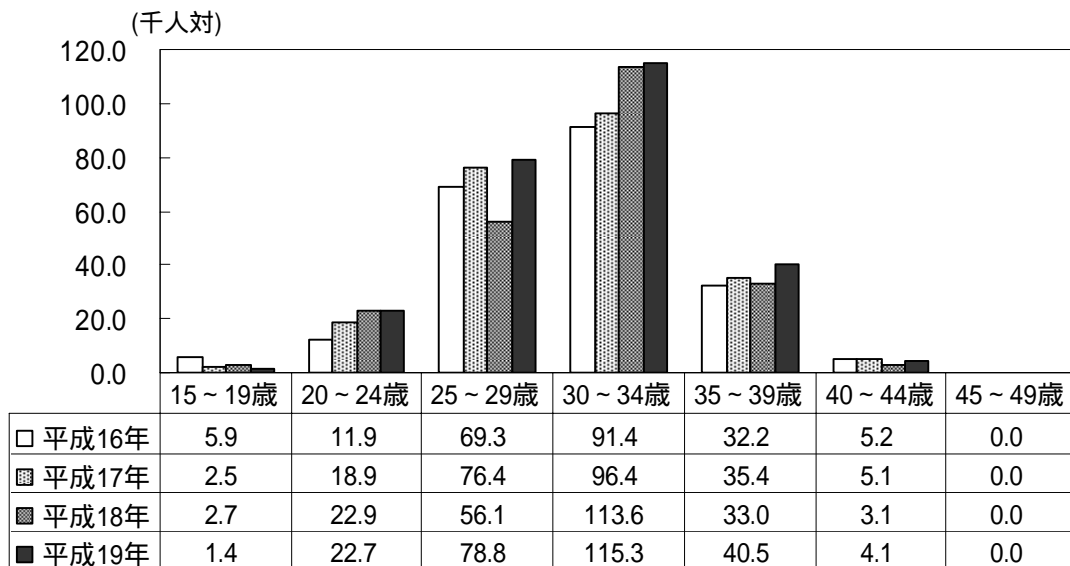


資料：人口動態統計特殊報告（厚生労働省）

母親の年齢階級別出生率 の推移

母親の年齢階級別出生率 の推移をみると、20～30 歳代のすべての年齢階級で出生率 は増加傾向にあります。

【母親の年齢階級別出生率 の推移】



資料：人口動態統計（大阪府）による各年の母親年齢階級別出生数と住民基本台帳及び外国人登録による各年10月1日の年齢階級別女性人口より算出

婚姻の動向

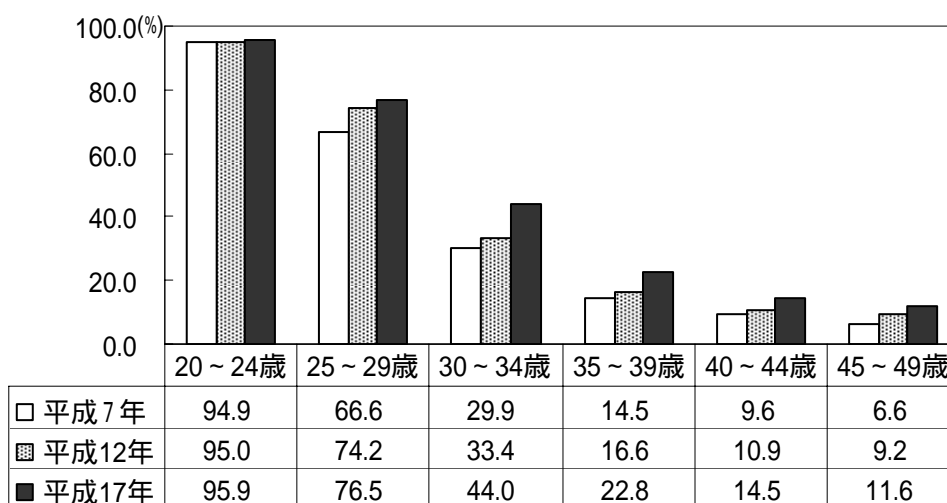
年齢階級別未婚率をみると、男性は25歳以上で増加傾向にあります。特に、30～34歳では平成7年から平成17年にかけては14.1ポイント増加しており、未婚率が大きく増加しています。

女性でも、20歳代後半から40歳代前半で未婚率が増加していますが、特に、25～29歳で平成7年から平成17年にかけて18.6ポイント、30～34歳では14.1ポイントと、20歳代後半から30歳代前半で未婚率が大きく増加しているのが目立ちます。

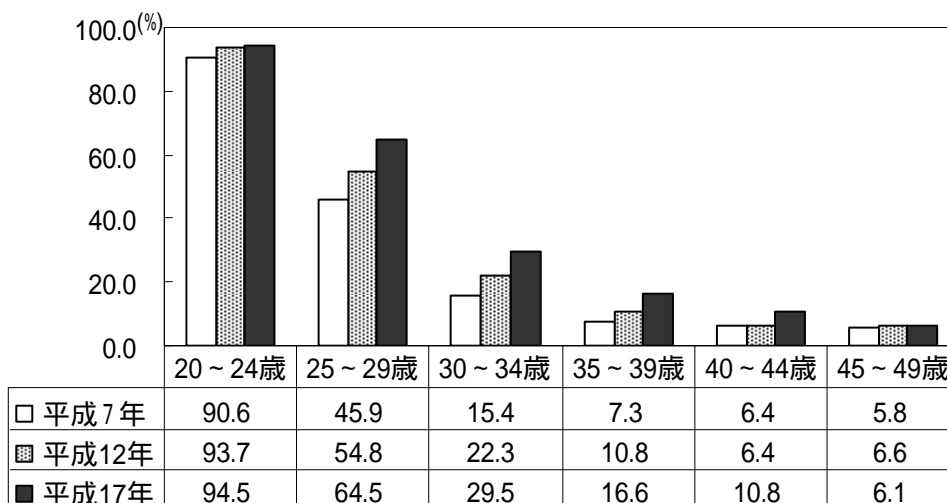
以上の男女の未婚率の推移より、晩婚化や非婚化が進行していることがわかります。

【年齢階級別未婚率の推移】

男 性



女 性



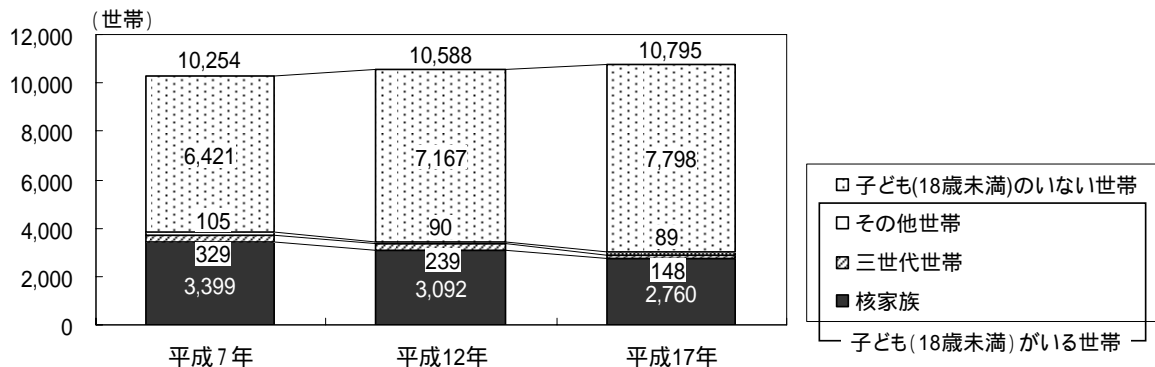
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 家庭や地域の現状

世帯の動向

一般世帯数は、平成7年(10,254世帯)から平成17年(10,795世帯)で541世帯増加しています。また、子ども(18歳未満)のいる核家族世帯数は、平成7年(3,399世帯)から平成17年(2,760世帯)で639世帯減少しており、一般世帯に占める割合は、33.1%から25.6%と減少しています。

【世帯類型別世帯数の推移】

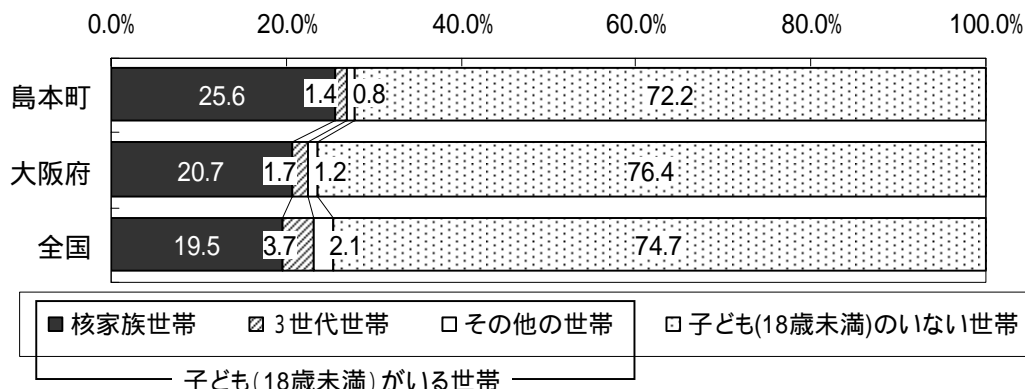


資料：国勢調査(各年10月1日)

一般世帯構成比をみると、子ども(18歳未満)のいる核家族世帯が25.6%、子ども(18歳未満)のいる三世帯世帯は1.4%となっています。

子ども(18歳未満)のいる核家族世帯比は、大阪府や全国の比率を上回っており、子ども(18歳未満)のいる三世帯世帯は大阪府や全国を下回っています。このことから、本町は、子ども(18歳未満)のいる核家族世帯が比較的多いことがわかります。

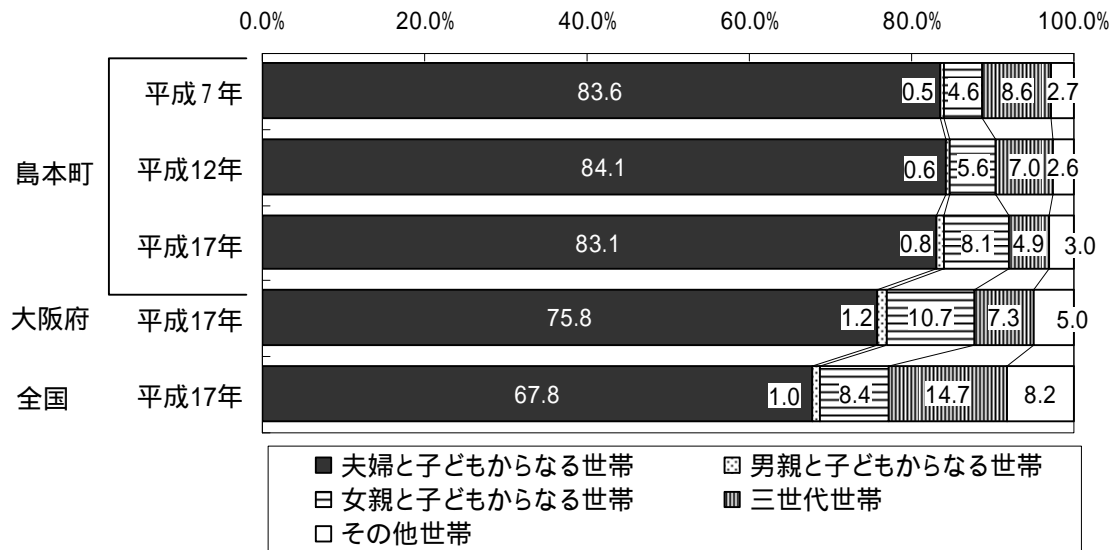
【一般世帯構成比の全国・大阪府との比較(平成17年)】



資料：国勢調査(平成17年10月1日)

子ども（18歳未満）のいる核家族世帯の世帯類型別構成比をみると、3世代世帯は減少傾向にあり、女親と子どもからなる世帯が増加しています。また、夫婦と子どもからなる世帯の割合は大阪府や全国と比較すると高くなっており、3世代世帯の割合は低くなっています。

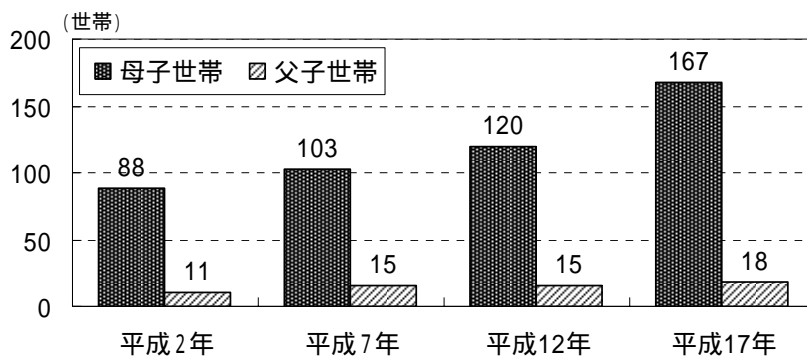
【子ども（18歳未満）のいる世帯の世帯類型別構成比の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

ひとり親家庭の世帯数の推移をみると、母子家庭は平成2年（88世帯）から平成17年（167世帯）で79世帯、1.9倍に増加しています。一方、父子家庭は平成2年（11世帯）から平成17年（18世帯）で7世帯、1.6倍に増加しています。

【ひとり親家庭の世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

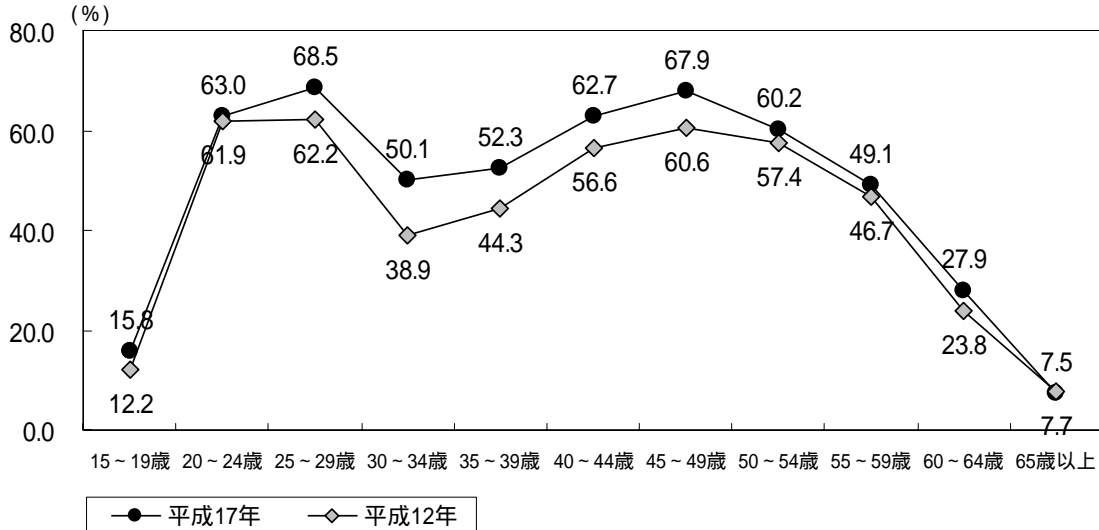
母子世帯は、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どもからなる一般世帯（他の構成員がないもの）
 父子世帯は、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どもからなる一般世帯（他の構成員がないもの）

女性の年齢階級別就業率の動向

女性の年齢階級別就業率をみると、平成12年から平成17年の5年間では、20歳代後半から40歳代後半において、就業率が増加しています。

これらの増加については、女性の社会進出が進んでいることと、この年齢階級で未婚率が増加している、つまり晩婚化や非婚化が進行していることが要因と考えられます。

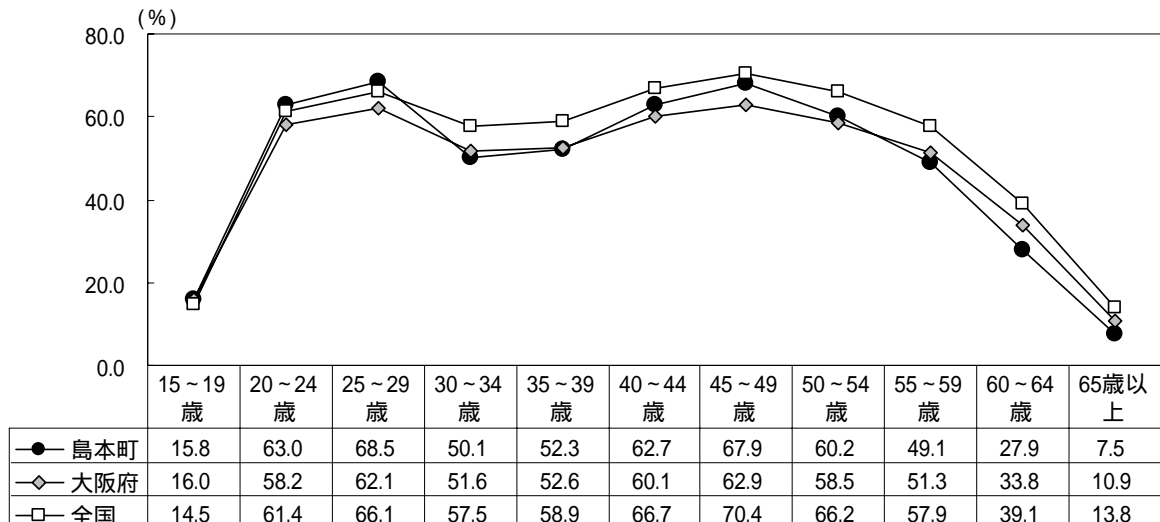
【女性の年齢階級別就業率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

平成17年の女性の年齢別就業率を大阪府や全国と比較すると、30歳代や50歳代後半以降の就業率は大阪府や全国の実績を下回っています。

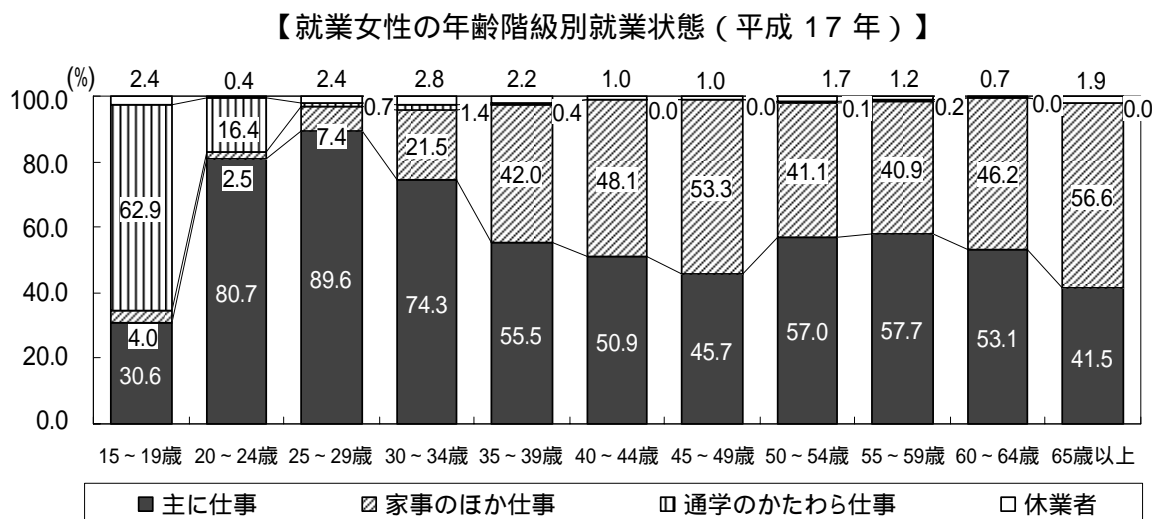
【女性の年齢階級別就業率の全国・大阪府との比較（平成17年）】



資料：国勢調査（平成17年10月1日）

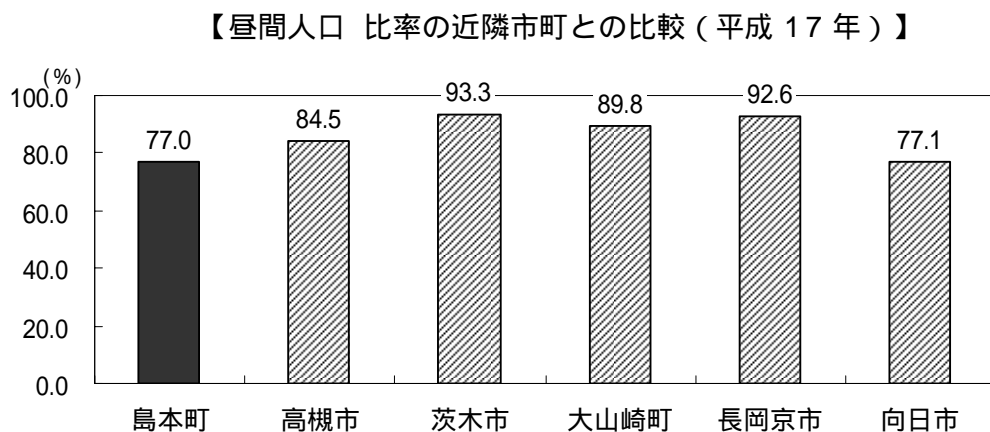
就業女性の年齢階級別の就業状態

就業している女性の年齢階級別の就業状態をみると、「主に仕事（勤め先や自営業等の仕事をしている場合）」については、20歳代後半で9割程度となっていますが、30歳代前半から減少傾向にあります。一方、「家事のほか仕事（主に家事をしてそのかわら仕事をしている場合、パートやアルバイト等）」は、出生率が高い30歳代前半から増加傾向にあります。



昼間人口 比率の状況

平成17年の昼間人口比率は77.0%となっており、流出人口が流入人口を上回っている状態にあります。また、近隣市町と比較すると、最も低い値になっており、本町がベッドタウンの要素をもっていることがわかります。



島本町の子どもや子育て家庭を取り巻く状況の「まとめ」

人口の動向 「総人口は微減、緩やかな少子高齢化が進行中」

総人口は減少傾向にある（平成 2 年で 29,971 人が平成 21 年には 29,566 人）
少子高齢化は大阪府や全国と比べて緩やかに進行している
推計人口は、大規模住宅開発による増加ののち、横ばい状態がつづく予測される

少子化の動向

「合計特殊出生率 は比較的 low、少子化の要因といわれる晩婚化や非婚化も進行中」

出生数、出生率 はともに増加傾向で、出生率 は府や全国に近づいている
合計特殊出生率 は減少しており、府や全国平均を下回る（平成 15～19 年で本町は 1.20、大阪府は 1.25、全国は 1.31）
母親の年齢階級別出生率 は、20 歳～30 歳代で増加傾向にある
未婚率については、男性は 30 歳代前半、女性は 20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて、おおきく増加しており、晩婚化や非婚化が進行している

世帯の動向 「子育て世帯の核家族化が進行している」

子ども（18 歳未満）のいる核家族世帯が増加し、大阪府や全国と比較して多い
（島本町 25.6%、大阪府 20.7%、全国 19.5%）
母子家庭数が増加傾向にある

女性の就労状況 「就業状態は変わるものの結婚・出産を機に離職する人は少ない」

女性の年齢階級別就業率は平成 12 年から平成 17 年で、20 歳代後半から 40 歳代後半において就業率が増加するものの、依然として M 字型カーブ となっている
女性の年齢階級別就業率は、30 歳代や 50 歳代後半以降で大阪府や全国の就業率を下回っている
就業女性の就業状態をみると、「主に仕事」は 20 歳代後半で 9 割だが、30 歳代前半から「家事のほか仕事（パート・アルバイト等）」が増加（結婚、出産を機に就業状態が変化）

2. 子どもや子育て家庭の意識・動向

「島本町子育て支援に関するニーズ調査」の結果より、本町の子育て家庭などの意識や動向などを整理します。

「島本町子育て支援に関するニーズ調査」

【調査の方法】

就学前児童調査	調査対象者	町内に在住する就学前の子どもを持つ保護者(無作為抽出)
	調査方法	郵送による配布および回収
	調査時期	平成21年2月～3月
小学生児童調査	調査対象者	町内に在住する小学1～6年生の保護者(無作為抽出)
	調査方法	郵送による配布および回収
	調査時期	平成21年2月～3月

【回収結果】

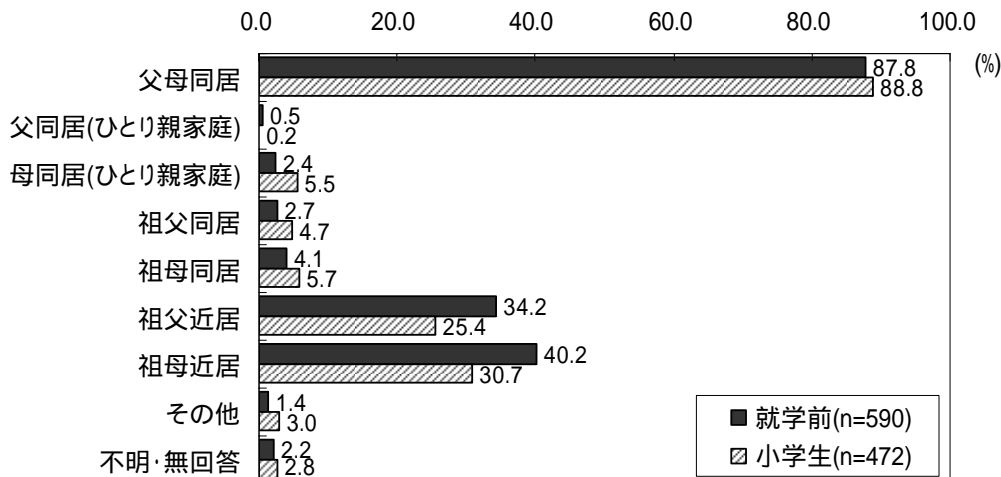
調査の種類	配布数	回収数	回収率	有効回収数	回収率
就学前児童調査	1,279件	590件	46.1%	590件	46.1%
小学校児童調査	1,006件	472件	46.9%	472件	46.9%

(1) 家族の状況について

同居・近居の状況について

同居・近居の状況についてみると、就学前児童保護者および小学生保護者ともに「父母同居」が9割程度となっています。また、「祖父同居」や「祖母同居」は1割に達していませんが、「祖父近居」や「祖母近居」については、就学前児童保護者で3～4割、小学生保護者でも2～3割となっています。

【同居・近居の状況】

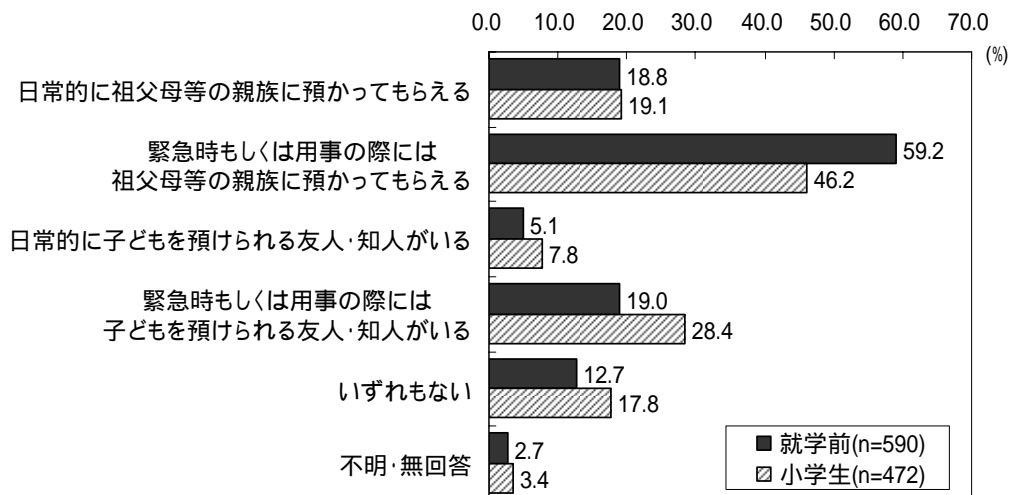


子どもを預かってもらえる人について

子どもを預かってもらえる人についてみると、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が最も多くなっており、「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる」が続いています。

一方、「いずれもない」については、就学前児童の保護者で12.7%、小学生の保護者では17.8%となっており、保育サービス等以外で子どもを預かってもらうことができない保護者は1～2割程度存在していることがわかります。

【子どもを預かってもらえる人について】



(2) 親の就労状況や就労意向などについて

就労状況

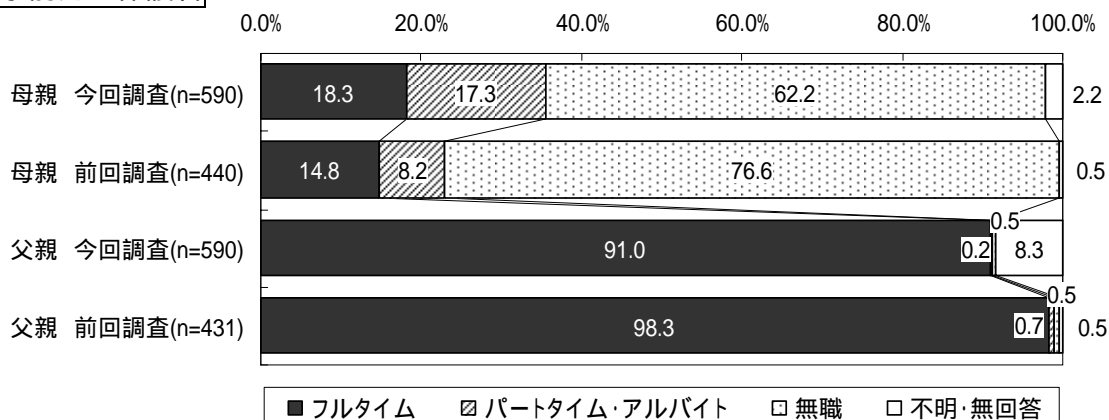
就学前児童の親の就労状況についてみると、母親では「フルタイム」が18.3%、「パートタイム・アルバイト」が17.3%となっており、前回調査(14.8%、8.2%)より、それぞれ3.5ポイント、9.1ポイント増加しています。また、父親は「フルタイム」が91.0%となっており、前回調査(98.3%)より7.3ポイント減少しています。

小学生児童の親の就労状況についてみると、母親では「フルタイム」が18.0%、「パートタイム・アルバイト」が35.0%となっており、前回調査(15.8%、25.6%)より、それぞれ2.2ポイント、9.4ポイント増加しています。また、父親は「フルタイム」が90.4%となっており、前回調査(97.2%)より6.8ポイント減少しています。

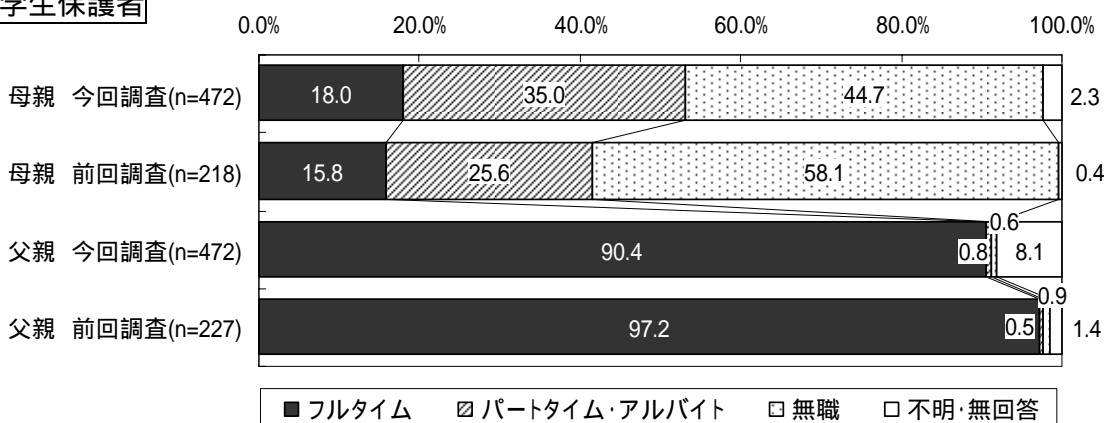
全体では、就学前児童の親および小学生の親ともに、就労している母親が増加しており、特に「パートタイム・アルバイト」の増加が目立ちます。

【親の就労状況】

就学前児童保護者



小学生保護者



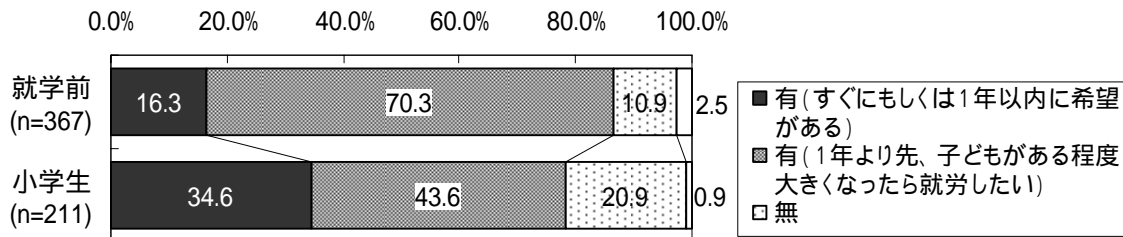
今回調査では、「就労している(フルタイム:育休・介護休業中は含まない)」と「就労している(フルタイムだが育休・介護休業中)」を合算したものを「フルタイム」、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまでに就労したことがない」を合算したものを「無職」としています。前回調査では、「常時雇用」と「自営業」を合算したものを「フルタイム」としています。

未就労の母親の就労意向

未就労の母親の就労意向についてみると、就労意向がある人の割合（「有（すぐにもしくは1年以内に希望がある）」と「有（1年より先、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」を合算した割合）は、就学前児童の母親で86.6%、小学生の母親で78.2%となっています。

また、「有（すぐにもしくは1年以内に希望がある）」については、就学前児童の母親では16.3%ですが、小学生の母親では34.6%と2倍以上になっており、小学生の母親で早期の就労を希望する人が多いことがわかります。

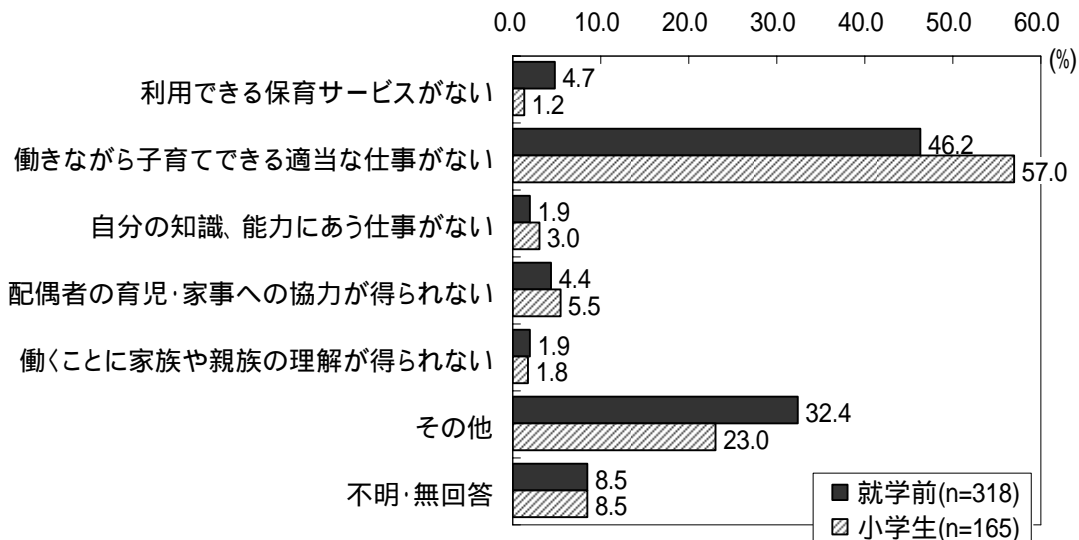
【未就労の母親の就労意向】



就労意向のある母親が働いていない理由

就労意向がある母親が働いていない理由についてみると、就学前児童の母親および小学生の母親ともに、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が他の項目を大きく引き離して最も多くなっています。

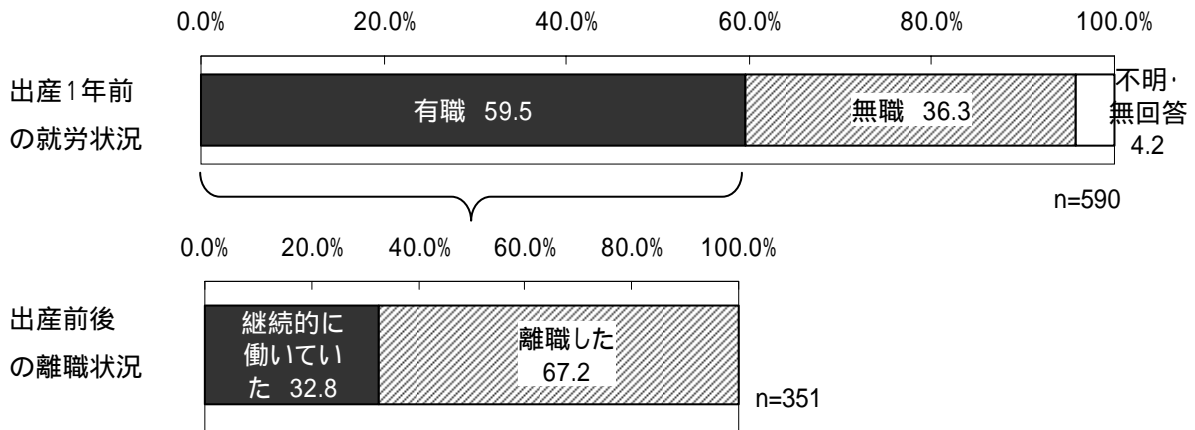
【就労意向のある母親が働いていない理由】



出産前後の離職の状況（就学前児童の母親）

出産前後（前後それぞれ1年以内）の母親の離職の状況についてみると、出産1年前に就労していた母親の67.2%が、出産前後に離職しており、継続的に働いていた（転職を含む）母親は32.8%にとどまっています。

【出産1年前の就労状況と出産前後の離職の状況】

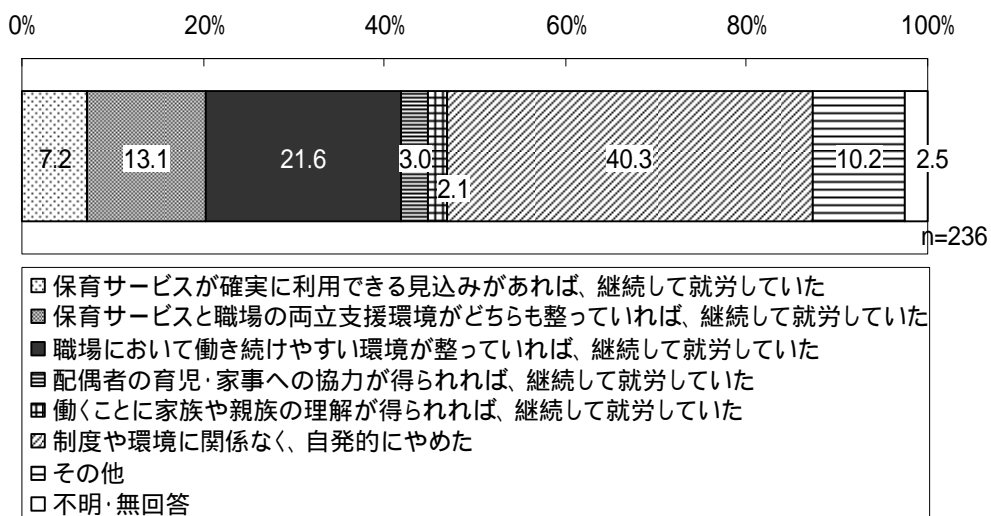


出産前後に離職した母親の就労の継続条件（就学前児童の母親）

出産前後に離職した母親が考える就労の継続条件についてみると、「制度や環境に関係なく自発的に離職」が40.3%と最も多いなか、「職場において働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」が21.6%となっており、「保育サービスが確実に利用できる見込があれば、継続して就労していた」（7.2%）を大きく上回っています。

また、職場環境が整っていれば就労を継続していた（「保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた」と「職場において働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」）と考える母親は34.7%を占めています。

【出産前後に離職した母親の就労の継続条件（就学前児童の母親）】



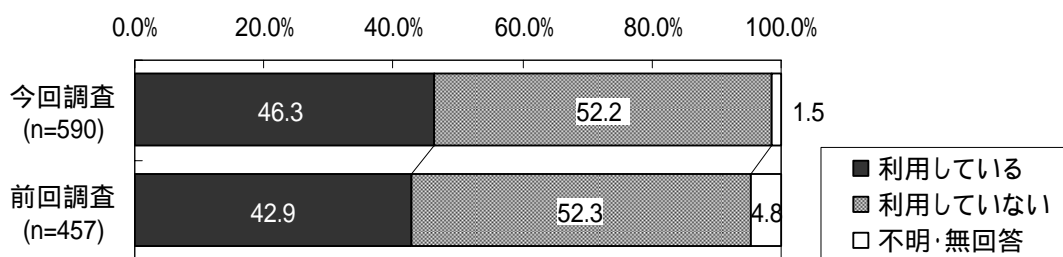
(3) 保育サービス等について

保育サービスの定期的な利用の有無（就学前児童保護者）

保育サービスの定期的な利用の有無をみると、「利用している」（利用度）は46.3%となっており、前回調査（42.9%）より若干増加しています。

ただし、前回調査の「利用している」には保育サービスだけではなく、親族・知人に子どもを預けている人の割合も含まれるため、単純に比較することはできませんが、保育サービスの利用度はある程度増加していると考えられます。

【保育サービスの定期的な利用の有無（就学前児童保護者）】



前回調査では、「利用している」に、保育サービスを利用している人だけではなく、親族や知人に子どもを預ける人の割合も含まれています。

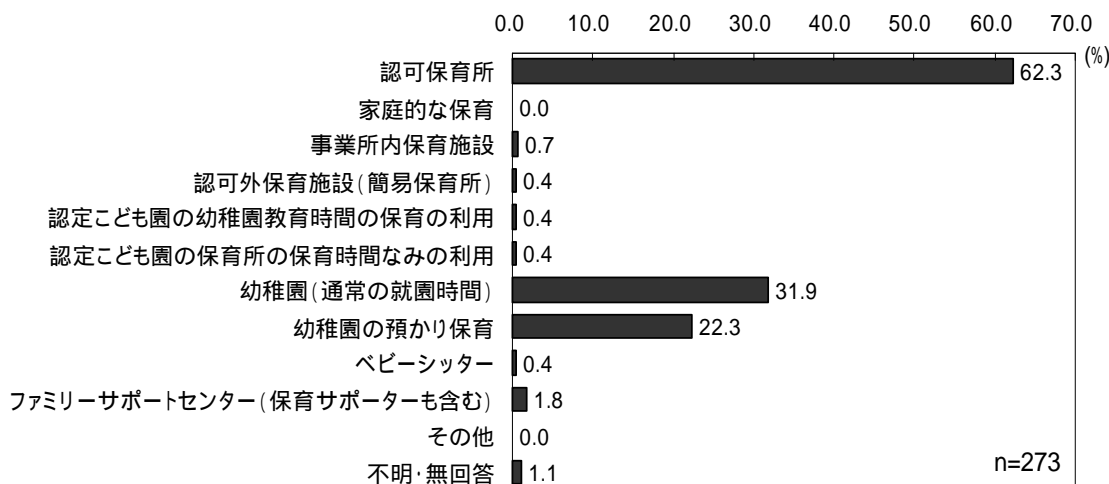
保育サービスについては、今回調査では「認可保育園、認定子ども園、家庭的な保育、事業所内保育施設、認可外保育施設、幼稚園、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター（保育サポーター）で、定期的に受けるサービス」、前回調査では「保育所、幼稚園、認可外保育施設、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター 事業などを指す」と定義されています。

保育サービスの利用内容（就学前児童保護者）

保育サービスの定期的利用者の利用するサービスは、「認可保育所」が62.3%で最も多く、「幼稚園（通常の就園時間）」（31.9%）が続きます。

また、「幼稚園の預かり保育」は22.3%となっており、幼稚園の利用者の多くが預かり保育を利用していることがわかります。

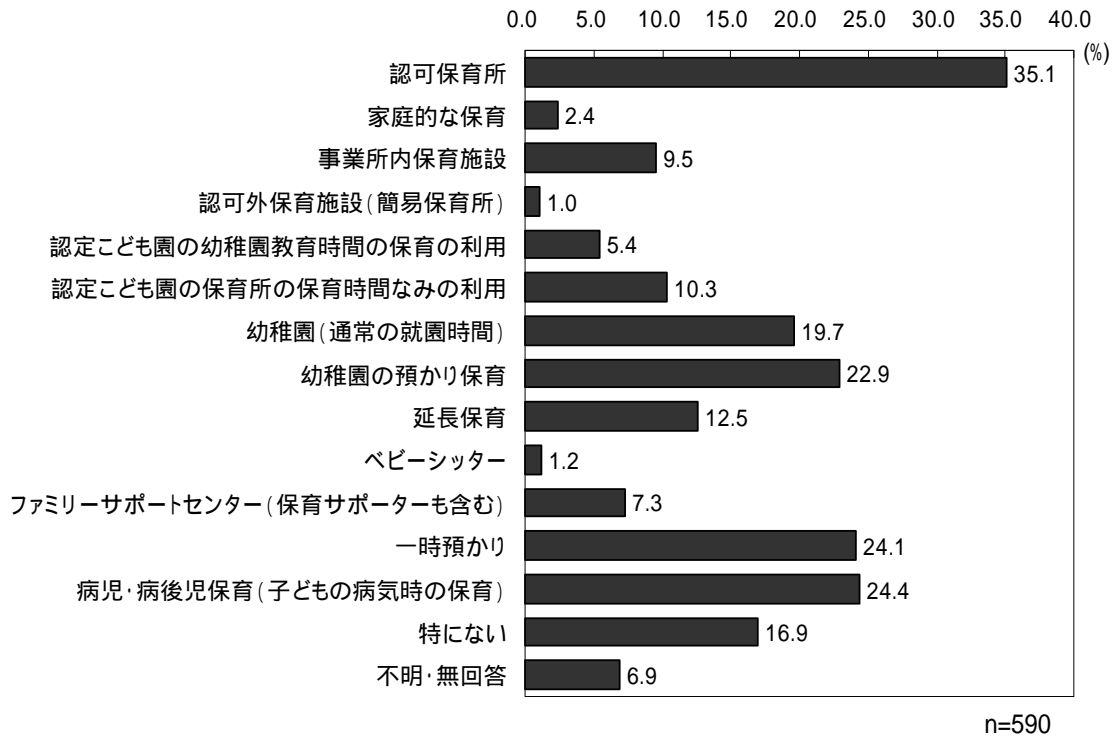
【保育サービスの定期利用者の利用サービス（就学前児童保護者）】



保育サービス等の新たな利用意向（就学前児童保護者）

今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは利用日数・回数や利用時間が足りていないと思う保育サービス等についてみると、「認可保育所」が35.1%で最も高く、「病児・病後児保育」（24.4%）や「一時預かり」（24.1%）、「幼稚園の預かり保育」（22.9%）が続きます。

【今後新たに利用したい、または利用を増やしたい保育サービス等（就学前児童保護者）】



(4) 子育て支援サービス等について

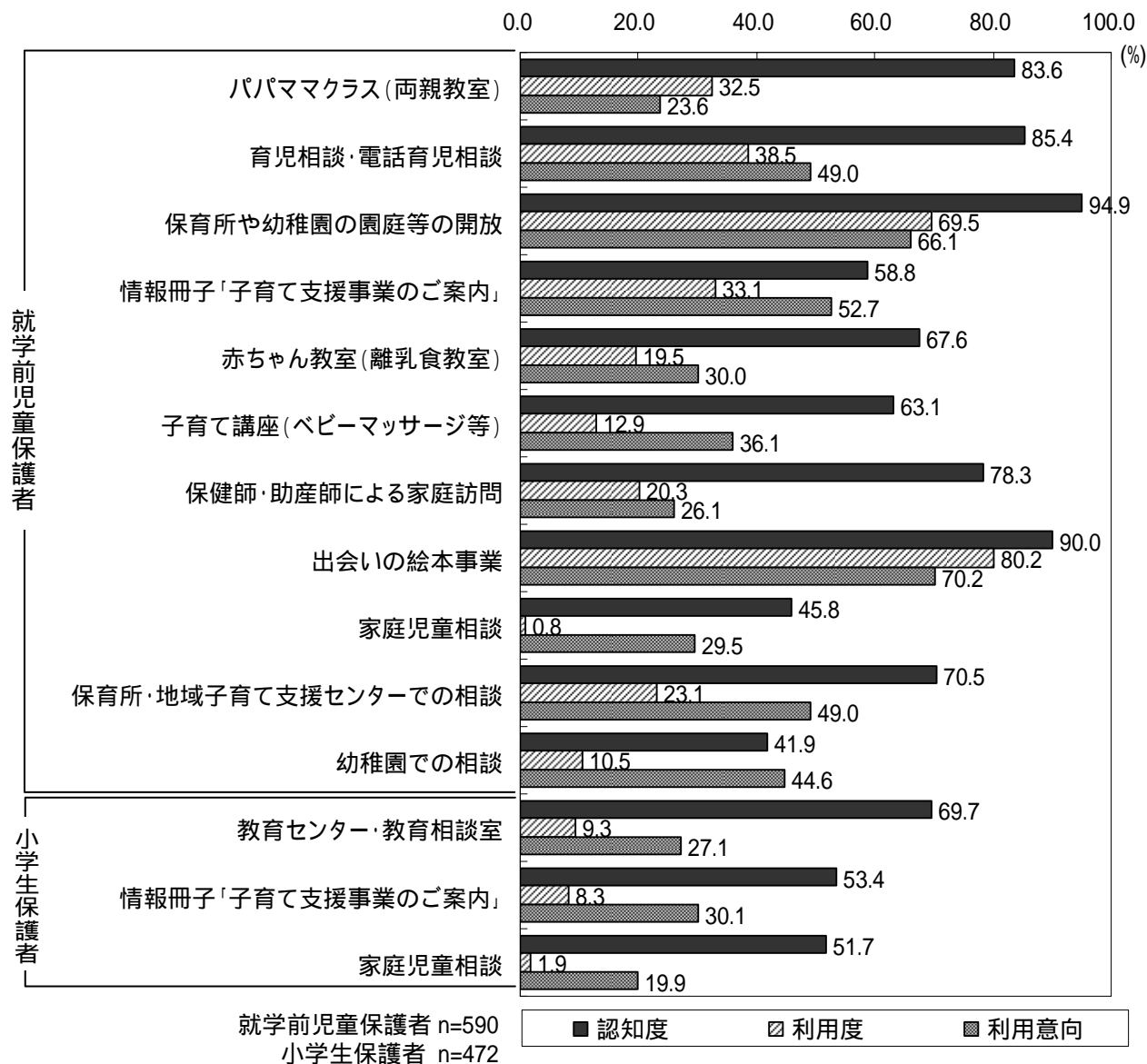
子育て支援サービスの認知度、利用度、利用意向

認知度についてみると、「 保育所や幼稚園の園庭等の開放」や「 出会いの絵本事業 」の認知度が9割を超える一方、「 家庭児童相談」(就学前児童保護者)「 幼稚園での相談」の認知度は5割未満となっています。

利用度についてみると、「 出会いの絵本事業 」や「 保育所や幼稚園の園庭等の開放」の利用度は7～8割程度と高くなっていますが、利用度が3割に満たないものも多く、特に「 家庭児童相談」(就学前児童保護者)や「 家庭児童相談」(小学生保護者)は2%以下となっています。

子育て支援サービスの利用意向についてみると、「 出会いの絵本事業 」や「 保育所や幼稚園の園庭等の開放」の利用意向は7割程度と高くなっています。また、ほとんどのサービスで利用意向が実際の利用度を上回っており、特に、利用度が1%以下と非常に低かった「 家庭児童相談」(就学前児童保護者)や「 家庭児童相談」(小学生保護者)の利用意向は大きく伸びています。

【子育て支援サービスの認知度、利用度、今後の利用意向】

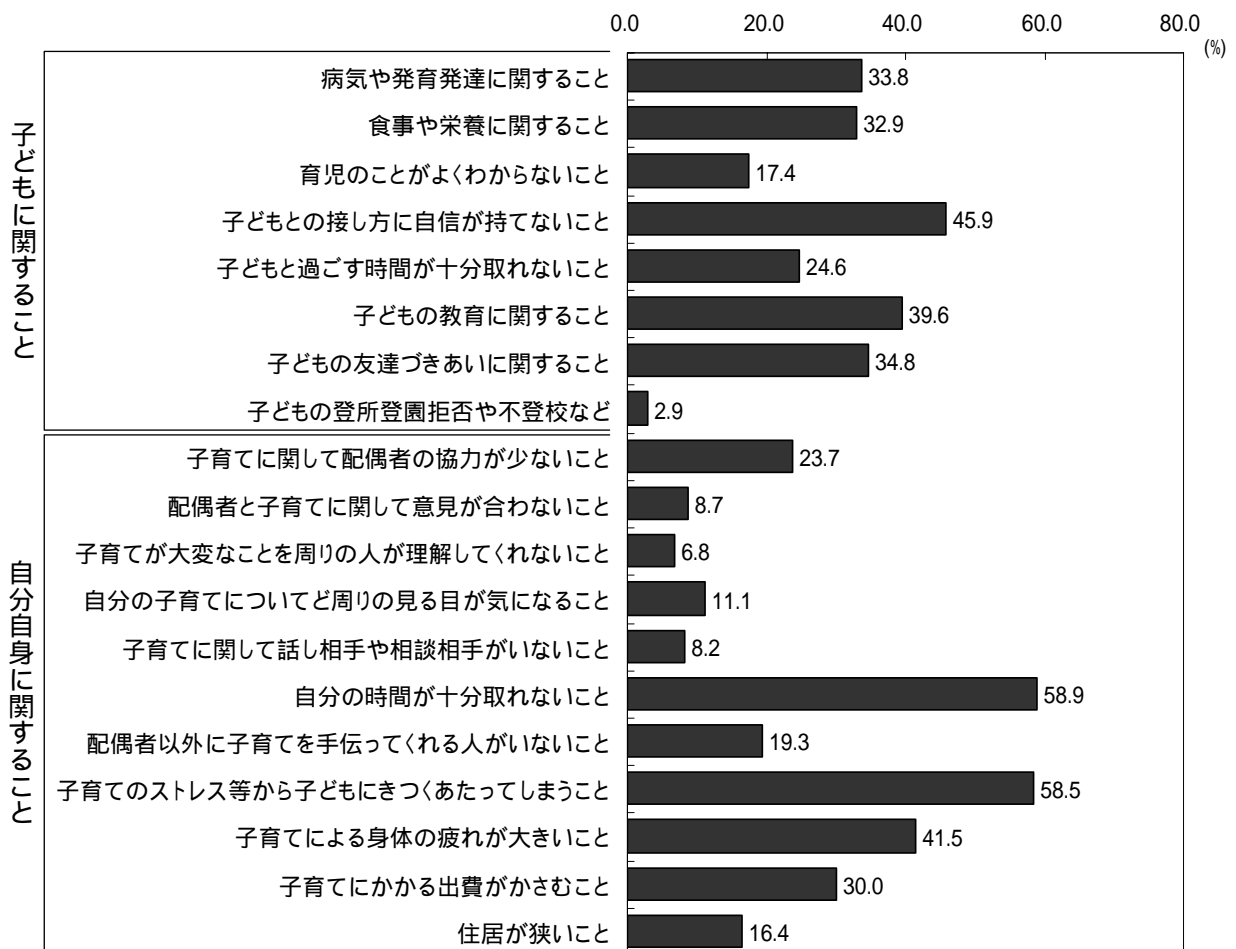


(5) 子育て全般について

子育てで悩んでいること（就学前児童保護者）

子育てに関して「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」もしくは「辛いと感じることの方が多い」と感じている人の日常悩んでいることについてみると、「自分の時間が十分に取れないこと」が58.9%で最も多く、「子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうこと」（58.5%）、「子どもとの接し方に自信が持てないこと」（45.9%）、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」（41.5%）が続いており、自分自身に関する悩みが上位を占めています。

【子育てで悩んでいること（就学前児童保護者）】

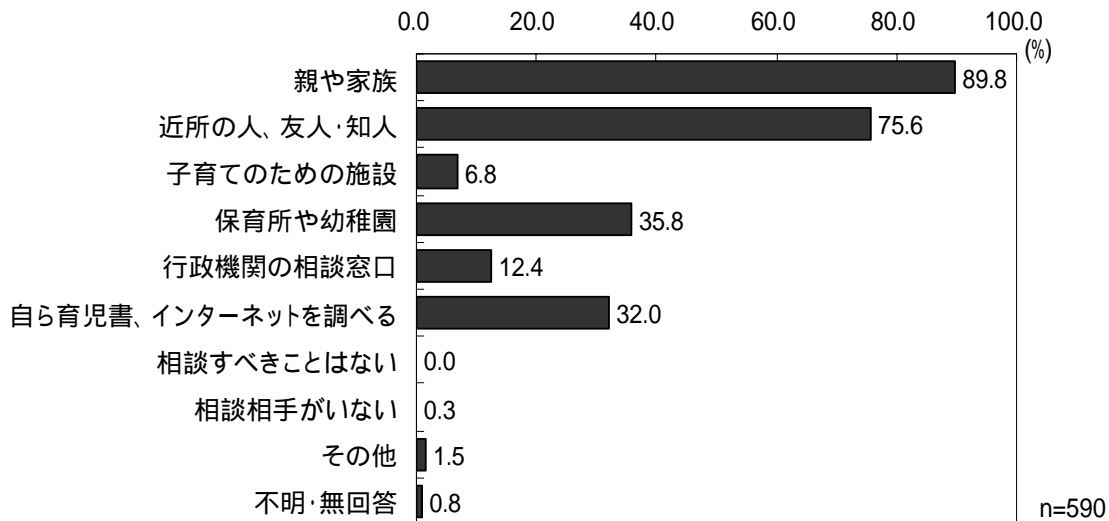


n=207

子育てについての相談先（就学前児童保護者）

子育てについての相談先をみると、「親や家族」が 89.8%で最も多く、「近所の人、友人・知人」（75.6%）、「保育所や幼稚園」（35.8%）が続いており、身近な人が相談先となっていることがわかります。一方、「相談相手がない」は 0.3%となっています。

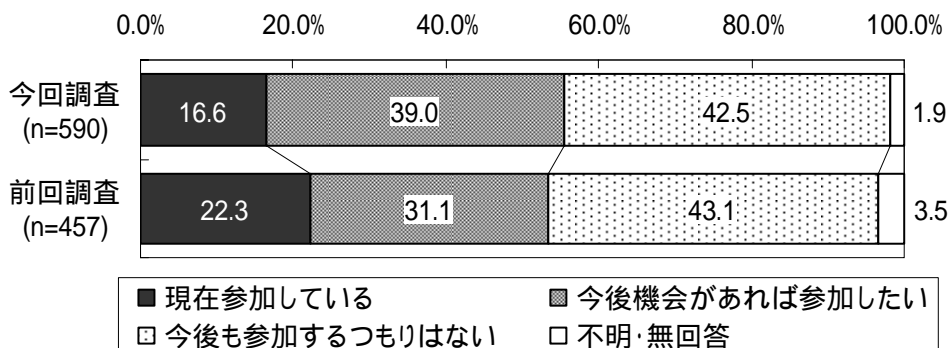
【子育てについての相談先（就学前児童保護者）】



子育てサークルなど自主的な活動への参加状況（就学前児童保護者）

子育てサークルなど自主的な活動への参加状況をみると、「参加している」が 16.6%で、前回調査（22.3%）から減少しています。一方、「今後機会があれば参加したい」は 39.0%で前回調査（31.1%）から増加しており、実際の参加率は減少しているものの、潜在的なニーズが高くなっていることがわかります。

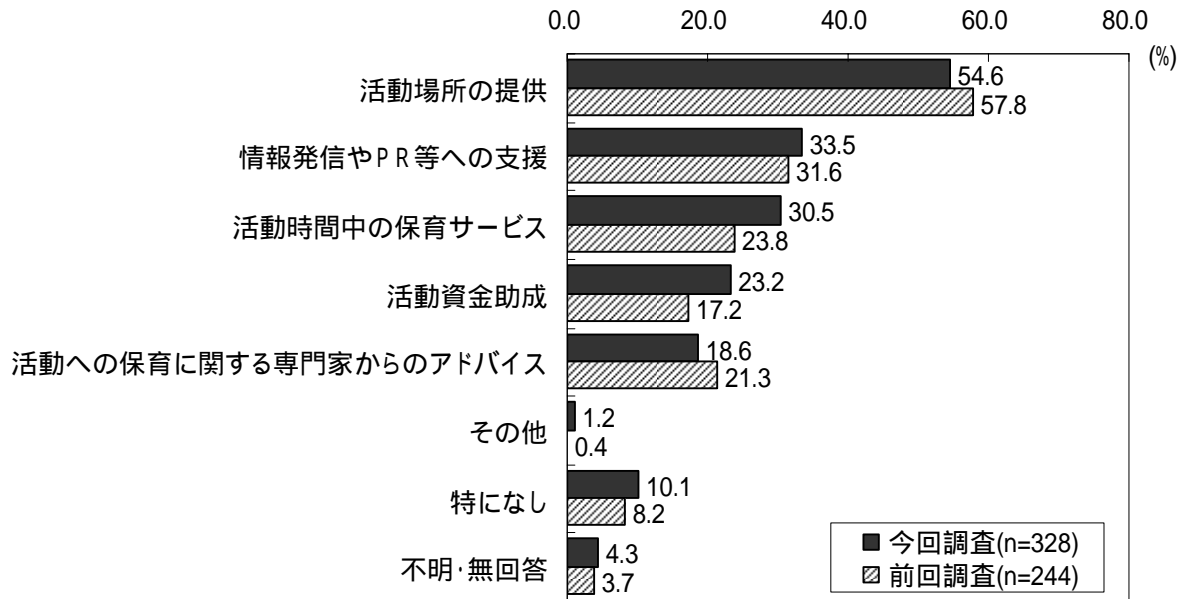
【子育てサークルなど自主的な活動への参加状況（就学前児童保護者）】



自主的な活動に対して行って欲しい行政の支援（就学前児童保護者）

子育てサークルなど自主的な活動に参加している、もしくは参加意向がある人が活動を実施するにあたって行政に求める支援の内容をみると、「活動場所の提供」が54.6%で最も高くなっており、「情報発信やPR等への支援」「活動時間中の保育サービス」などが続いており、前回調査の傾向と大きな違いはありません。

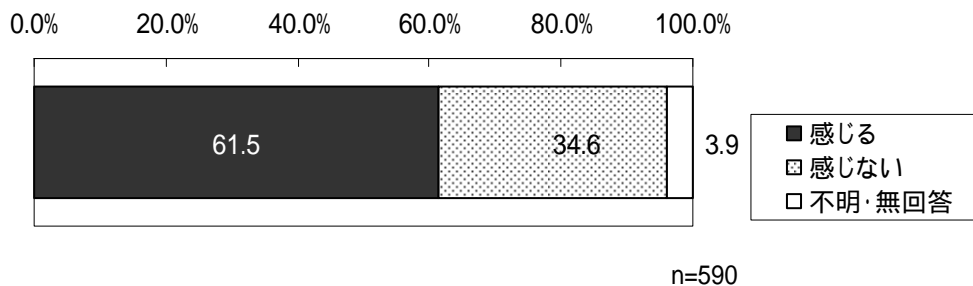
【自主的な活動を実施するにあたって行政に求める支援（就学前児童保護者）】



子育てと地域との関係（就学前児童保護者）

子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じている就学前児童の保護者は61.5%となっています。

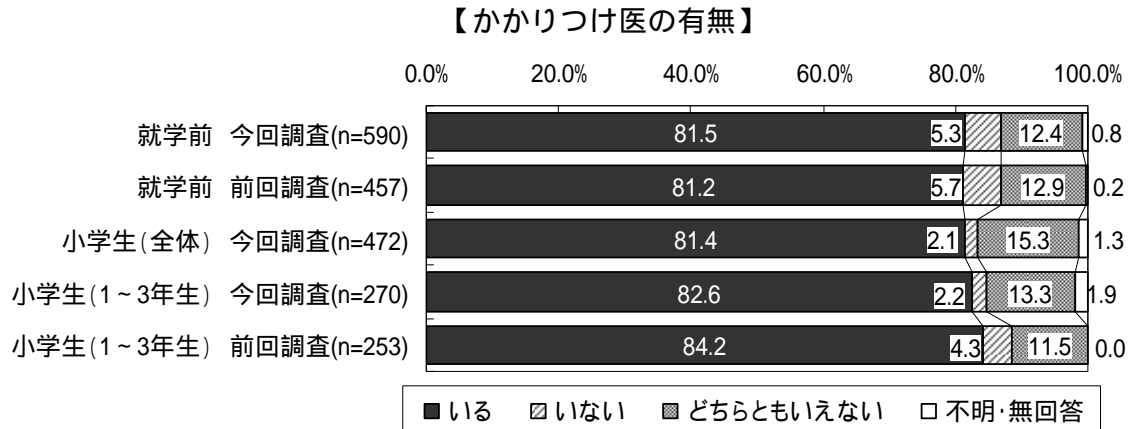
【子育てが地域の人等に支えられていると感じるかについて（就学前児童保護者）】



(6) 子どもの健康について

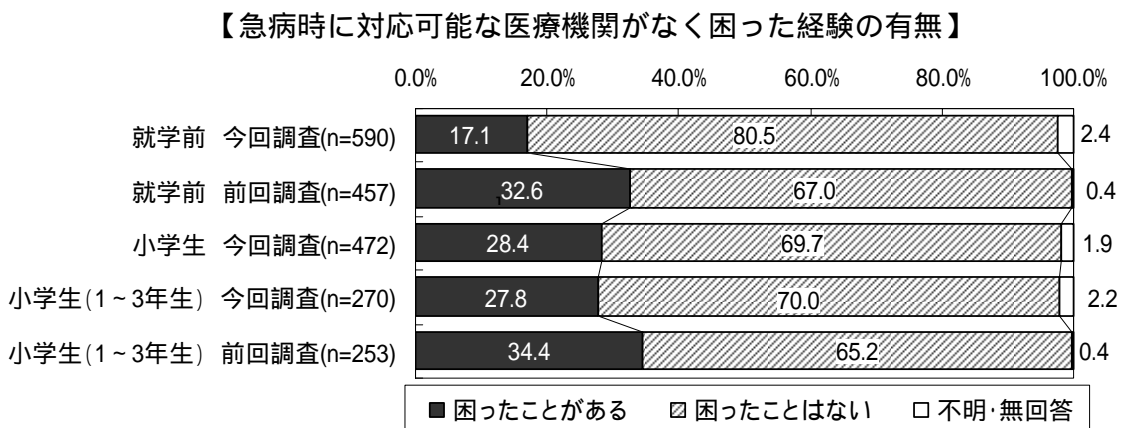
かかりつけ医の有無

かかりつけ医の有無についてみると、かかりつけ医がいる就学前児童は 81.5%と前回調査(81.2%)とほぼ同値となっています。一方、かかりつけ医がいる小学生(1~3年生)は 82.6%と前回調査(84.2%)から若干減少していますが、かかりつけ医がいない小学生(1~3年生)も半減しています。



急病時に対応可能な医療機関がなく困った経験の有無

急病時に対応可能な医療機関がなく困った経験の有無についてみると、就学前児童の保護者は困った経験がある人が 17.1%となっており、前回調査(32.6%)から減少しています。また、小学生(1~3年生)の保護者についても、困った経験がある人は 27.8%で、前回調査(34.4%)から減少しています。

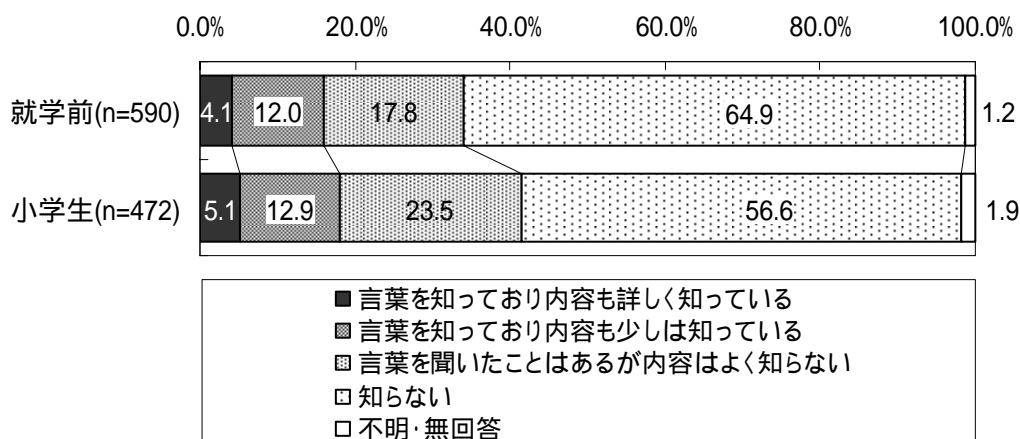


(7) 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)について

ワークライフバランスの認知状況

ワークライフバランスの認知状況についてみると、認知度(「言葉を知っており内容も詳しく知っている」と「言葉を知っており内容も少しは知っている」)は就学前児童の保護者で16.1%、小学生の保護者で18.0%となっており、ともに2割に達していません。

【ワークライフバランスの認知状況】

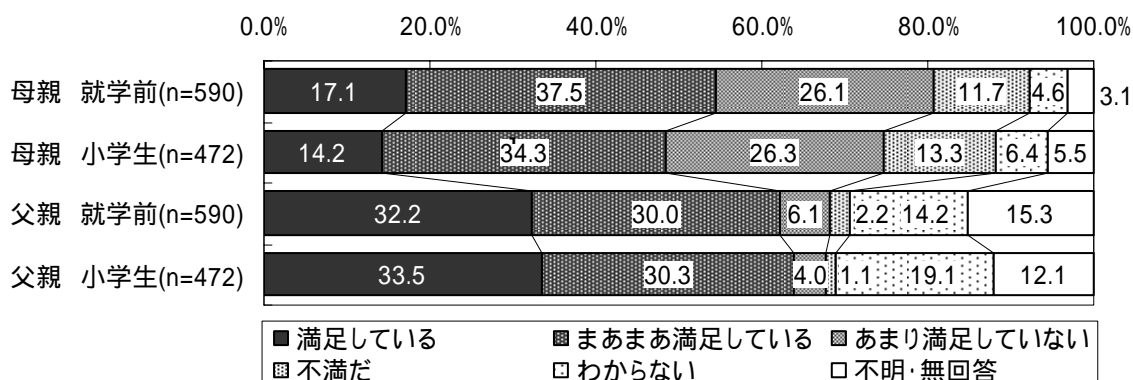


配偶者との家事、育児分担への満足度

配偶者との家事、育児分担への満足度についてみると、満足している人(「満足している」と「まあまあ満足している」)は、父親では6割(就学前児童の父親62.2%、小学生の父親63.8%)、母親では5割前後(就学前児童の母親54.6%、小学生の母親48.5%)となっています。

一方、不満に思っている人(「あまり満足していない」と「不満だ」)は、父親では1割未満(就学前児童の父親8.3%、小学生の父親5.1%)であるのに対し、母親では4割程度(就学前児童の母親37.8%、小学生の母親39.6%)に達しており、父母間で大きな意識の差が生じています。

【配偶者との家事・育児分担への満足度】

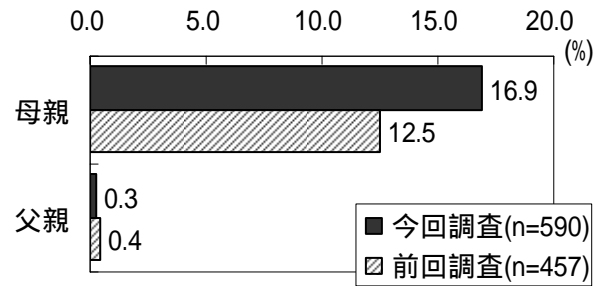


育児休業制度 の利用度（就学前児童保護者）

育児休業制度 の利用度についてみると、母親は 16.9%で前回調査（12.5%）から増加しています。一方、父親は 0.3%となっており、前回調査（0.4%）と大きな差はありません。

ただし、育児休業制度 の利用度は、就業している人だけではなく、就業していない人も含めたすべての人に対する育児休業制度 を利用した人の割合であるため、母親の利用度の増加については、就労している母親の増加が影響していることも考えられます。

【育児休業制度 の利用度（就学前児童保護者）】

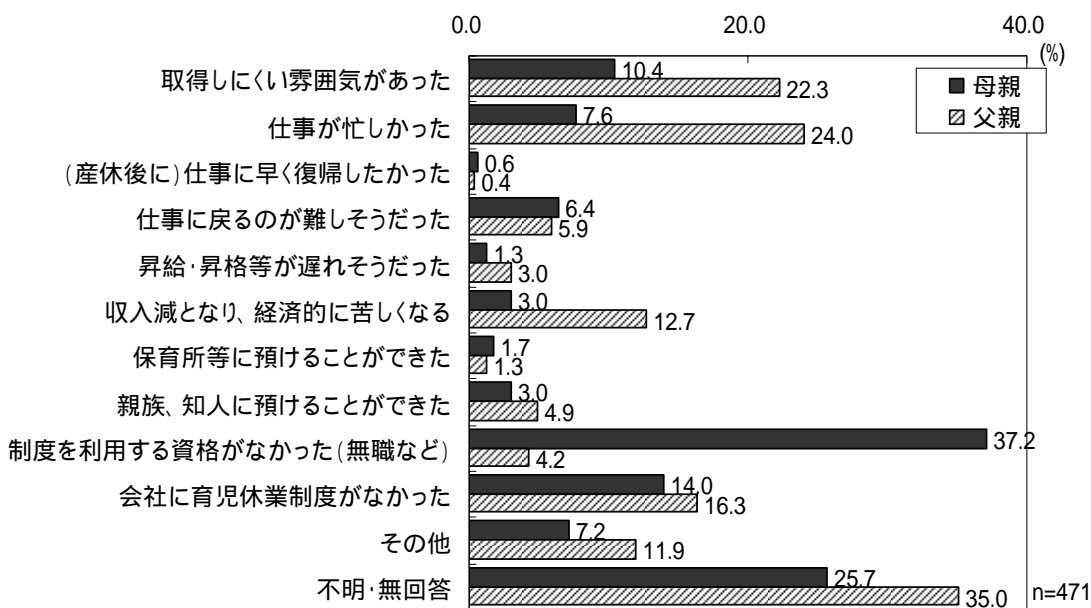


利用度は、就労していない人を含む回答者全体に対する育児休業制度を利用した人の割合

育児休業制度 を利用しなかった理由（就学前児童保護者）

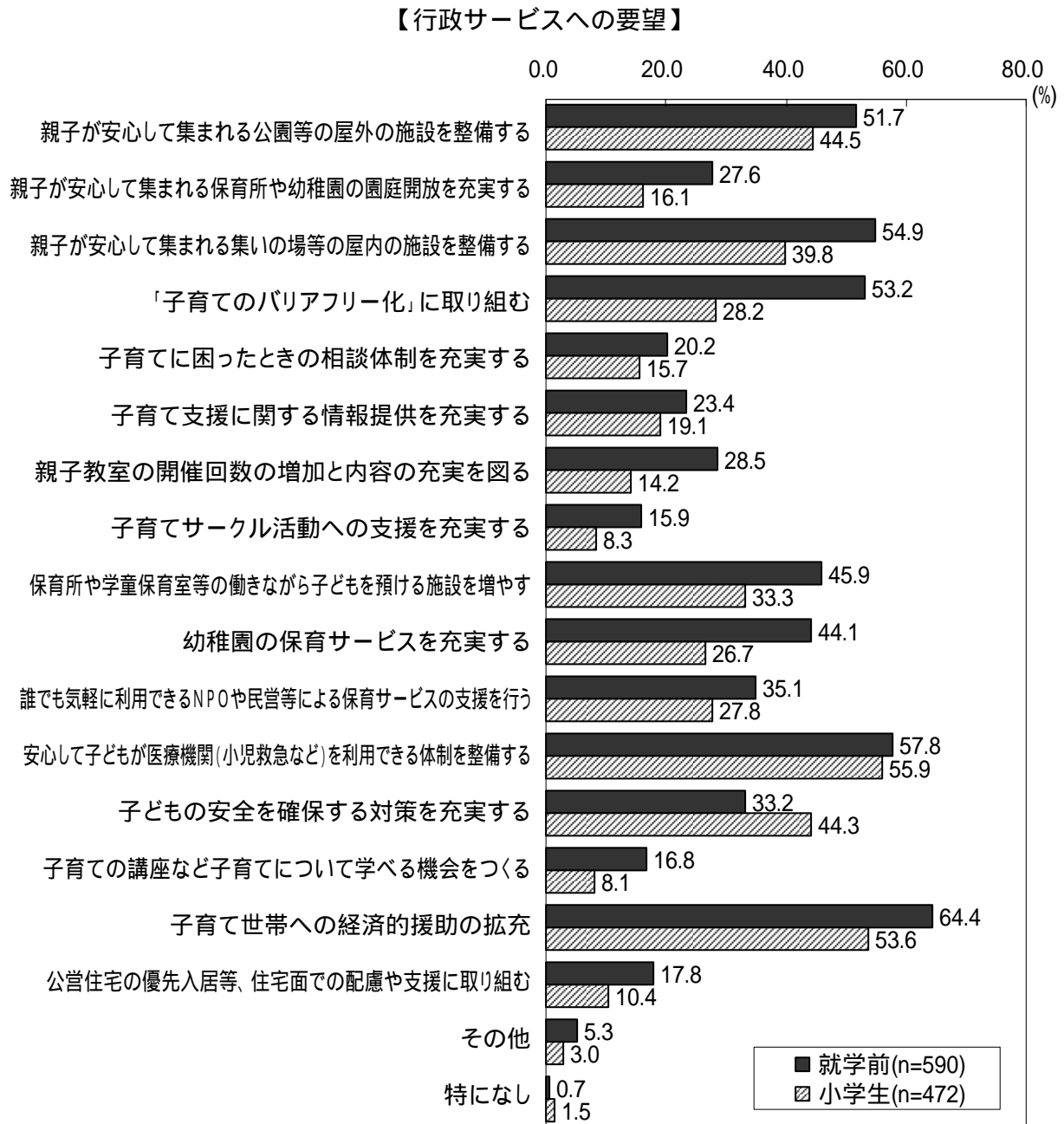
育児休業制度 を利用しなかった理由については、母親では「制度を利用する資格がなかった（無職など）」(37.2%)を除けば、「会社に育児休業制度 がなかった」(14.0%)が最も多く、「取得しにくい雰囲気があった」(10.4%)が続きます。一方、父親では、「仕事が忙しかった」が 24.0%で最も多く、「取得しにくい雰囲気があった」(22.3%)、「会社に育児休業制度 がなかった」(16.3%)が続きます。

【育児休業制度 の未利用理由】



(8) 行政サービスへの要望について

就学前児童の保護者の行政サービスへの要望をみると、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、「子育て世帯への経済的援助の拡充」や「安心して子どもが医療機関（小児救急など）を利用できる体制を整備する」が上位に入っており、子どもの年齢に関係なく、経済的援助や医療体制の整備に対するニーズが高くなっています。



3 . 子育て支援の担い手の意識・動向

(1) 子育て支援を担う個人の意識・動向

島本町内で活動する民生委員児童委員、主任児童委員や保育サポーター に対して、活動を進める中での問題点、行政等へのニーズなどについてアンケートを行った結果を以下に整理します。

民生委員児童委員、主任児童委員（5名配布、5名回収）

保育サポーター（26名配布、7名回収）

アンケート項目	意見内容
活動を進める中での問題点	<p><u>保育サポーター の活動について</u> 急なキャンセルや依頼などがあり、運用面に問題がある 保育サポーター 間のコミュニケーション不足・連携不足 保育サポーター の認知度が低い・なかなか利用してもらえない</p> <p><u>民生委員児童委員、主任児童委員の活動について</u> 行政や社会福祉協議会からの依頼事項による負担が大きい 制度等の改正が多く、知識や情報が追いつかない</p>
地域で子育て支援を進めるにあたって必要なこと	<p><u>保育サポーター の活動について</u> 保育サポーター の組織化・育成 保育サポーター の技術力・知識の向上 保育サポーター への子育て支援に関する情報の提供</p> <p><u>地域での子育て支援（全般）について</u> 地域における保護者や親族に対する子育て教育 地域における子どもの居場所づくり 行政や関係機関、子育て支援団体等との情報共有・交流（横の連携） 子育てに関するタイムリーな情報 地域の子育て支援の担い手（関係者）の意識の向上</p>
行政等へのニーズ 後期計画策定にあたっての意見・要望	<p><u>保育サポーター の活動について</u> ファミリーサポートセンター の設置 保育サポーター の位置づけの明確化 行政のイベント等を活用した保育サポーター の活動の場の提供 広報誌などを活用した保育サポーター の活動の積極的な周知・普及</p> <p><u>地域での子育て支援（全般）について</u> 関係機関、子育て支援団体等との情報共有・交流の場づくり 高齢者が子育て支援の場で活躍できる仕組みづくり 子育て支援の担い手への子育て支援関連情報の積極的な提供 地域の子育て支援の担い手（人的資源）の発掘・有効活用 地域における子育てに関する相談窓口の充実）</p>

(2) 子育て支援を担う団体の意識・動向

島本町内で子育て支援を担う民間の団体（～）に対して、活動を進める中での問題点、行政等へのニーズなどについてアンケートを行った結果を以下に整理します。

山崎保育園地域子育て支援センター（園庭開放・なかよしランド）
 山崎保育園（一時保育 担当すみれ組（一時保育・休日保育））
 つどいの広場「ぱんだのいえ」
 大阪水上隣保館遙学園（ショートステイ・トワイライトステイ 事業担当）
 社会福祉協議会（子育てサロン・保育サポーター 担当）
 各地区子育てサロン
 山崎幼稚園

アンケート項目	意見内容
活動を進める中での問題点	異年齢同士の子どもが多く集まった場合、対応が困難 定員を超える利用者への対応（施設整備や人的配備の財源） 活動への参加者の固定化、新規参加者が少ない 活動等の認知度が低い・周知が出来ていない 対象範囲が広い地区の子育てサロンでは、遠方からの参加が少ない 活動の場所が十分確保できない
地域で子育て支援を進めるにあたって必要なこと	親のニーズに対応した活動や、親が気軽に参加できる活動 活動を通じた発達に問題のある子どもの早期発見・早期対応 活動の担い手・ボランティアの確保・育成 地域住民やボランティアなどの活動への参加・協力 活動できる場所、活動の拠点となる場所
今後の活動展開	親子で参加できる活動の展開 気軽に参加・相談できる場づくり 親同士が交流できる場づくり 地域住民、高齢者との交流の場づくり（多世代交流の推進） 地域での認知度を上げるためのPRの推進 地域社会のニーズに対応した活動の展開・広域的な連携 保育所、幼稚園、学校との連携 子育て支援に関する専門機関やボランティアが協力関係を構築できる場づくり

ヒアリング項目	意見内容
行政等への ニーズ 後期計画策定 にあたっての 意見・要望	<p><u>各団体の活動について</u></p> 行政職員の活動への積極的な参加（現場を見て欲しい） 行政、保健師や町立保育所担当者等との連携体制の構築 子育てを地域社会で支援するための活動への財政的支援 活動の担い手の技術向上等への支援（各種講習会の実施など） 町内の子育て支援関連情報の一元化（ホームページなどの活用）
	<p><u>地域での子育て支援（全般）について</u></p> 子育て相談の質の向上（専門的な人材の配置等） 子育て世代が気軽に相談、集まれる場所づくり 親子で遊べる場づくり 子育てに余裕が生まれた世代がボランティア等に参加できる体制づくり 保育所や幼稚園に関係なく、すべての子どもが恩恵を受けられるような配慮 地域住民同士がつながりをもてるような地域づくり 高齢者と子育て世代が連携できるような場・機会づくり

4. 子育て支援に関する施策等の現状と課題

アンケート調査結果や関連施策の進捗状況などから、次世代育成支援行動計画（子育て支援プラン）前期計画の施策体系に沿って、子育て支援施策等の状況や課題などを整理します。

前期計画施策体系

方向性	推進方向
1) 地域における子育て支援	ア 地域における子育て支援 イ 保育サービス等の充実 ウ 子育て支援ネットワークづくり エ 児童の健全育成（子どもの居場所づくり）
2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	ア 子どもや母親の健康の確保 イ 食育の推進 ウ 思春期保健対策の充実 エ 小児医療の充実
3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	ア 次代の親の育成 イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ウ 家庭や地域の教育力の向上 エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
4) 子どもを育てる生活環境の整備	ア 良質な住宅の確保 イ 良好な居住環境の確保 ウ 安全な道路交通環境の整備 エ 安心して外出できる環境の整備 オ 安全・安心なまちづくり
5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	ア 多様な働き方と男女協働の推進 イ 仕事と子育ての両立の推進
6) 子ども等の安全の確保	ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ウ 被害に遭った子どもの保護の推進
7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	ア 児童虐待防止対策の充実 イ 母子家庭（ひとり親）等の自立支援 ウ 障害児施策の充実

1) 地域における子育て支援

主な施策等の現状

居宅における子育て支援

第四保育所内子育て支援担当および山崎保育園地域子育て支援センター での子育て相談（電話相談含む）や、子ども支援課への家庭児童相談員の配置、つどいの広場「ぱんだのいえ」の開設などにより気軽に相談できる体制づくりを進めています。また、健康福祉事業室では育児・離乳食相談を継続的に実施しています。

乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、出会いの絵本事業 を実施しています。

社会福祉協議会を窓口として、保育所・幼稚園への送迎や一時保育などを有償で行う保育サポーター 制度を実施しています。

社会福祉協議会（各地区福祉委員会）において、未就園児を対象とした子育てサロンを開催し、子どもを中心に親子が集い、遊びの中で親が子育てを楽しみ、仲間づくりができる場を提供しています。

施設における子育て支援

一時保育 や休日保育 、短期入所生活援助（ショートステイ ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ ）事業を実施しています。

第一、第二幼稚園において預かり保育 を実施しています。

平成18年11月に「就学前の子どもの教育と保育環境の整備について」（基本方針）を策定しました。今後は、幼稚園1園を就労支援型幼稚園（幼保一元化）に移行する方針となっています。

相談および情報提供等の充実・子育て支援事業の紹介

町内保育所において園庭開放 を行うとともに、開放時は栄養士や保健師、家庭児童相談員等を配置して気軽に相談できる場づくりを進めています。

子育て相談窓口でのパンフレットやチラシ、広報しまもと、情報冊子「子育て支援事業のご案内」を活用して、子育てに関する情報提供を進めています。

保育サービス等の充実

町内三保育所・園において待機事案が発生しないよう、適切な定員設定などの運営管理に努めています。（通常保育）

保育時間の延長については、町立保育所では、午前7時半から午後7時まで、山崎保育園では午前7時から午後7時までの設定としています。（延長保育）

母子保健事業と保育サービスの連携を強化するため、子育て支援実務担当者会議を開催し、それぞれで実施する子育て支援事業や障害児への対応に係る事業について、情報交換・共有を図っています。

学童保育室を各小学校に設置するとともに、午後5時半までの通常保育に加え、午後7時までの延長保育 を実施しています。（放課後児童健全育成事業）

子育て支援ネットワークづくり

子育て支援相談機関連絡会をはじめ、幼稚園、健康福祉事業室などを含めての実務担当者会議のほか、庁内の関係部局、大阪府などの外部機関との連携強化に努めています。

児童の健全育成（子どもの居場所づくり）

平成18年3月に「島本町生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習講座を推進しています。総合型地域スポーツクラブにおいて、親子の教室や子ども対象の教室を企画し、ジュニア会員の確保などに努めています。また、放課後子ども教室を実施し、スポーツ活動や野外活動を中心に展開し、地域における子どもの居場所づくりを進めています。（放課後子ども教室事業については平成20年度から町内全小学校で実施）

アンケートなどから見た現状

（ は子育て支援に関するニーズ調査結果、 は担い手に対するアンケート調査結果）

居宅における子育て支援

子育てで悩んでいることについては、就学前保護者では「自分の時間が十分にとれない」（58.9%）、「子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうこと」（58.5%）といった保護者自身に関する悩みが上位を占めています。

就学前保護者の相談先については、親や家族、友人・知人などの身近な人が7～8割程度で上位を占めており、「保育所や幼稚園」は35.8%で3番目となっています。

育児相談・電話育児相談や保育所・地域子育て支援センターでの相談など相談事業については、認知度が7～8割代と高いものの利用度はあまり高くありませんが、「もしものとき利用しよう」と考える人がある程度いるため、利用意向は比較的高くなっています。

保育サポーターの利用率（利用している人の割合）は、就学前保護者で4.6%、小学生保護者で3.2%と低い状態ですが、未利用者の今後の利用意向は就学前保護者で22.1%、小学生保護者で10.0%となっており、今後、利用者が増加することが考えられます。

地域子育て支援センター等の利用率は26.0%、今後の利用意向は25.3%となっています。

地域子育て支援センター やつどいの広場からは、行政、保健師や保育所担当者との連携が求められています。また、今後の展開として親子で気軽に参加できる取組や親同士の交流の場づくりなどが挙がっています。

保育サポーターからは、運用面などの問題から、保育サポーターの組織化や位置づけの明確化、ファミリーサポートセンターの設置などが求められています。

子育てサロンからは、新たな活動の担い手や活動場所の確保、さらには地域住民の参加や現在の活動者の技術向上等が必要との意見がでています。

施設における子育て支援

日常的もしくは緊急時に子どもを預けることができる親族や友人・知人がいない保護者は、就学前保護者で12.7%、小学生保護者では17.8%となっています。

病児・病後児保育 や一時保育、休日保育、ショートステイ、トワイライトステイ については、顕在的・潜在的なニーズがあります。

幼稚園利用者の3分の2程度が幼稚園の預かり保育 を利用しており、幼稚園の預かり保育 への新たな利用意向も生まれていることから、幼稚園における預かり保育 のニーズが高まっていると考えられます。

一時保育・休日保育 サービス提供者からは、気軽に参加しやすい事業の展開が必要との意見がある他、情報共有を含めて行政との連携などが求められています。

ショートステイ・トワイライトステイ のサービス提供者からは、定員を超える利用者への対応が問題点として挙がっており、それらのニーズに対応するためには、財政的支援が必要との意見がでています。

相談および情報提供等の充実・子育て支援事業の紹介

園庭開放 の認知度は9割を超え、利用度および利用意向ともに7割程度となっており、ニーズも高いことがわかります。また、情報冊子「子育て支援事業のご案内」は認知度が6割程度で、利用度は3割程度と低くなっています。

子育て支援サービスの情報入手について、就学前保護者では「入手しやすい」と回答した人は23.9%にとどまっています。

子育て支援の担い手からは、気軽に相談できる場づくりや相談窓口の質の向上などが求められています。

子育て支援の担い手からは、現在実施している子育て支援活動について積極的な広報・周知が必要との意見が出ています。

保育サービス等の充実

保育サービスの定期的な利用の有無をみると、利用している人は若干増加しており（前回調査：42.9%、今回調査：46.3%）、定期利用者における認可保育所の利用率は6割に達しています。また、今後の新たな利用意向も他サービスと比較して大きくなっています。

学童保育室の小学1～3年生の利用率は25.2%となっていますが、利用意向は1割程度となっています。一方、来年度就学予定の就学前児童の保護者の利用意向は55.3%と約半数となっています。

児童の健全育成（子どもの居場所づくり）

望ましい地域における子ども同士の交流の場については、小学生保護者で「放課後などに子ども同士で自主活動などができる場」（66.5%）や「土日に活動ができたたり遊べたりできる場」（43.2%）が多くなっており、放課後や土日の子どもの居場所へのニーズが高いことがわかります。

今後の課題

子育てに関する悩みが多様化しているなかで、地域の様々な相談機会の積極的な周知が非常に大きな課題となっています。子育て世代が身近なところで気軽に相談できる体制や緊急時に相談できる体制の整備・充実を図る必要があります。また、民生委員児童委員など地域の人材が、相談が必要な人と相談窓口をつなぐ機能を担っていくことが重要となります。

子育て家庭の顕在的・潜在的なニーズを把握し、それらのニーズや地域の実情を踏まえ、保育サービスを整備していく必要があります。

各種子育て支援サービスについては、認知度や利用率、利用意向の状況を加味し、効果的に充実を図る必要があります。

認可保育所や幼稚園の預かり保育 等へのニーズが高いなか、保育所の良好な環境の確保と在宅子育て支援拡大も視野に入れ、今後の幼稚園の就労支援型幼稚園（幼保一元化）への移行などについて、早急に検討する必要があります。

子育てに関する情報提供については、入手しやすいと感じている人は2割程度にとどまっており、情報を必要とする人が情報を簡単に入手できるよう、多様な手段や方法、機会を活用した積極的かつ効果的な情報提供や情報発信の仕組みづくりが必要となります。

地域における体験・交流を通じた居場所づくりについてのニーズが高いことから、今後も既存の様々な取組を効果的・効率的に進めるとともに、地域住民の協力を得ながら、地域特性に応じて、地域が子育てに積極的に関与していける場や環境づくりを検討する必要があります。

2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

主な施策等の現状

妊婦健診については、母子健康手帳交付時における受診勧奨を行うとともに、公費負担回数の拡充や大阪府外の医療機関受診時における償還払いの実施など受診しやすい環境づくりに努めています。また、両親教室（パパママクラス）の充実や妊産婦やその家族に対する喫煙・受動喫煙等に関する知識などの啓発活動を行っています。

乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、全数把握に努めています。また、保育所入所や幼稚園通園で健診受診率が低下するため、各関係機関と連携し、乳幼児やその家族の状況把握に努めています。

赤ちゃん教室（離乳食教室）や育児・離乳食相談などを通じて離乳食に関する相談支援を進めています。また、保育所においても乳幼児の栄養や嗜好を勘案したメニューづくりやクッキング保育などの食育に関する事業を推進しています。

平成17年3月に「健康しまもと21」を策定し、「運動・身体活動」「栄養・食生活」「休養・こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」「健康チェック・病気の予防」といった分野毎に健康づくりの取組を進めています。

各小中学校において、警察署と連携した非行防止教室を開催し、喫煙・薬物等に関する啓発活動を進めるとともに、スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。

大阪府を中心に関係機関が連携・調整を図り、小児科医の確保の環境整備など、小児救急医療体制の確保に努めています。また、予防接種手帳交付時の事故防止啓発パンフレット配布や乳幼児健診時のパネル設置などを通じて、事故防止や応急処置等の普及啓発を進めています。

アンケートなどから見た現状（は子育て支援に関するニーズ調査結果）

両親教室（パパママクラス）の認知度は83.6%、利用度は32.5%、赤ちゃん教室（離乳食教室）の認知度は67.6%、利用度は19.5%、保健師・助産師による家庭訪問の認知度は78.3%、利用度は20.3%となっており、認知度は高いものの利用度は低くなっています。

就学前保護者の乳幼児健診の満足度（健診受診者のみ、不明無回答数を除いて算出）をみると、全ての乳幼児健診で満足度は8割台となっています。

食生活についてみると、就学前児童では「朝食を毎日食べる」や「野菜が好き」の割合が若干ですが減少しています。（「朝食を毎日食べる」前回調査：83.4% 今回調査80.2%、「野菜が好き」前回調査：63.0% 今回調査：57.1%）

かかりつけ医の有無については、就学前および小学生ともに8割程度が「かかりつけ医がいる」と回答しており、前回調査と大きな差はありません。しかし、「かかりつけ医がない」小学生は前回調査から半減しています。

急病時に対応可能な医療機関がなく困った経験の有無をみると、「困ったことがある」人は、就学前保護者および小学生保護者ともに前回調査から減少しており、ある程度対応が可能となっていることがわかります。

子どもの心肺蘇生法を知っている人は全体の1割程度(11.9%)にとどまっています。

行政サービスへの要望として、「安心して子どもが医療機関(小児救急など)を利用できる体制を整備する」が小学生保護者で55.9%、就学前保護者で57.8%と上位(小学生保護者で1位、就学前保護者で2位)に入っており、子どもの年齢に関係なく、医療体制の整備へのニーズが高くなっています。

今後の課題

乳幼児健診に対する満足度は比較的高い状態にあるため、引き続き受診率向上に努めるとともに、受診後や未受診者へのフォローの充実を図る必要があります。また、両親教室(パパママクラス)や赤ちゃん教室(離乳食教室)等については、事業内容の周知など、利用度向上のための取組が必要となります。

就学前児童で「朝食を毎日食べる」や「野菜が好き」の割合が減少しているため、保護者と子どもの双方に対して、意識醸成や情報提供、実践機会の提供などを踏まえた食育を積極的に推進することが重要となります。

急病時に何らかの対応ができる保護者は増加しているものの、医療体制の整備などへのニーズが依然として高いため、様々な関係機関と密接な連携を図り、小児医療、救急医療等のさらなる充実に努めることが重要です。また、子どもの心肺蘇生法を知っている人が全体の1割程度にとどまっているなか、事故防止や応急処置等の普及啓発の充実を図る必要があります。

3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

主な施策等の現状

中学2年生における3日間の職場体験学習を継続的に実施し、体験的学習の機会拡大に努めています。

分割授業や習熟度別授業による少人数指導の推進を図るとともに、自学自習力を高めるための補充学習の実施など、きめ細かな指導により、学力向上を進めています。また、学生等を活用した校内学習支援体制の充実や、部活動の外部指導者の活用など外部人材の受入を進め、学校の活性化を図っています。

豊かな心の育成に向けた道徳教育を推進しています。また、自立・自己表現・豊かな人間関係づくりなどの「生きる力」を育むため、子どもたちと地域の大人と一緒に遊び、学び、ふれあいを深める「いきいき・ふれあいフェスタ」（いきいき・ふれあい教育事業）を進めています。

各学校において体力テストを実施し、子どもたちの体力向上を図っています。また、地域人材・外部指導者を活用して小中学校クラブ活動の充実を図るとともに、体育の時間などを活用し、スポーツに親しむ習慣や意欲の育成に努めています。さらに、小中学校において食育計画を作成し、食育を推進しています。

各学校において、学校協議会を開催し、保護者や地域住民の意思を反映する学校教育活動を推進しています。また、危機管理マニュアルの見直しや小学校区の通学路の安全点検や安全マップの更新を進めるなど、安全管理に関する取組を進めています。

幼稚園において、未就園児との交流会を通じて幼児教育についての情報提供を進めるとともに、新幼稚園教育要領に基づき、創意工夫を生かした教育に努めています。また、保幼小連携推進協議会を通じ、幼稚園・保育所・小学校の連携を図っています。

家庭の教育力の向上を図るため、父親の子育てへの参画を促進する取組を進めるとともに、家庭教育学級や保護者のニーズを踏まえた子育て講座などを開催しています。

地域の教育力の向上を図るため、PTA連絡協議会の活動支援や民生委員児童委員等による地域における児童の見守り体制の構築、地域一体となった子育て支援の意識醸成などを進めています。さらに、親子参加型の体験講座や保育所園庭開放時などに子育て講座を開催しています。

青少年指導員や地域各種団体との連携による中学校区毎のパトロールや青少年育成に係るPR事業などを通して、子どもを取り巻く有害環境対策を推進しています。

アンケートなどから見た現状

(は子育て支援に関するニーズ調査結果、 は担い手に対するアンケート調査結果、 はその他アンケート調査結果)

町の施策について、「幼児教育・義務教育の充実」が「重要」もしくは「やや重要」と考える人は6割程度を占めて比較的高い状態にあります。特に、子育て世代である20～40歳代で重要と考える人が多くなっています。(総合計画策定に関するアンケート調査(平成20年6月)より)

子育て講座の認知度は63.1%で、利用度は12.9%、利用意向は36.1%となっており、認知度は高いものの利用度や利用意向は低くなっています。

保護者における子どもの安全確保のための取組の認知度は、ある程度高くなっていますが、協力度(実際取組に協力している人の割合)は低くなっています。ただし、今後の取組への協力意向(今後協力したいと思う人の割合)は「子どもの安全見守り事業」や「こども110番の家」運動事業」で3～4割台と比較的高くなっています。

就学前保護者の子育てサークル等への参加率(参加している人の割合)は減少していますが(前回調査:22.3% 今回調査:16.6%)、今後機会があれば参加したい人の割合(潜在的なニーズ)は増加しています(前回調査:31.1% 今回調査:39.0%)。また、サークルへの行政の支援としては、依然として活動場所の提供が最も多くなっています。

就学前保護者では、子育てが地域の人に支えられていると感じている人が6割を占めています。また、小学生保護者のうち9割程度の人が地域における自然体験や社会参加、文化活動に参加しており、子育て家庭の地域への依存・関わりが比較的高いことがわかります。

小学生保護者の地域における自然体験や社会参加、文化活動への参加率については、「地域に根ざした活動(お祭りや地域運動会等)」(65.7%)や「青少年団体活動(子ども会等)」(47.9%)で高くなっています。一方、今後の参加意向については、「体験学習活動(ものづくり体験等)」(40.5%)や「野外活動」(34.7%)などが高くなっています。

子育て支援の担い手からは、子どもの居場所づくりとともに、子育て支援への地域住民等の参加を求める意見が出されています。また、高齢者が子育て支援の担い手として活動できる仕組みづくりや地域住民が子育てボランティアに参加しやすい体制づくりが必要との意見も出ています。

今後の課題

次代の親の育成については、引き続き地域の人々とのふれあいや体験活動に関する取組とともに、男女平等意識の促進や乳幼児とのふれあい活動などを通して、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発を推進する必要があります。

幼児教育・義務教育の充実が求められるなか、子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、引き続き、学校の教育環境等の整備に努める必要があります。また、幼児教育から小学校教育への円滑な移行を図るため、幼稚園・保育所と小学校との連携強化が重要となります。さらに、幼稚園や小中学校が家庭や地域との連携しつつ、子どもたちが安心・安全に学ぶことできる環境を整備する必要があります。

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭の教育力の低下が指摘されているなか、子育て家庭が置かれている状況やニーズなどを踏まえ、子育てに関する学習機会や情報提供を進める必要があります。また、地域での自主的な活動については潜在的な参加意向が増加しており、活動場所の提供等の支援策を検討・実施する必要があります。

本町では、子育て家庭の地域への依存・関わりが比較的高いため、地域で子育て家庭や学校を支える体制づくりとともに、地域資源を活用した体験機会の積極的な提供や世代間交流など、地域特性に応じて、地域が子育てに積極的に関与していける場や環境づくりを検討する必要があります。

子どもを取り巻く有害環境対策については、子ども自身がインターネットなどのあらゆるメディアと接する機会が増加していることも踏まえ、学校や家庭における情報モラル教育を推進する必要があります。

4) 子どもを育てる生活環境の整備

主な施策等の現状

町営住宅において、小学校就学前の子どもがいる世帯に対する入居収入基準の緩和や、ひとり親世帯に対する空き家待ち抽選時の倍率優遇措置などを行い、入居の促進を図っています。

平成20年3月に「島本町バリアフリー 基本構想」を策定し、構想に基づき、阪急水無瀬駅のエレベータ設置等のバリアフリー 化整備への補助を実施するなど、町内のバリアフリー 化を進めています。また、交通量の多い場所へのカーブミラーの設置や歩道のバリアフリー 改修工事等、必要に応じて安全な道路交通環境の整備を進めています。

大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、建築物等への指導を行っています。

総合型地域スポーツクラブ において、親子の教室や子ども対象の教室を企画し、ジュニア会員の確保などに努めています。また、放課後子ども教室を実施し、スポーツ活動や野外活動を中心に展開し、地域における子どもの居場所づくりを進めています。(放課後子ども教室事業については平成20年度から町内全小学校で実施)【再掲】

アンケートなどから見た現状(は子育て支援に関するニーズ調査結果)

子どもと外出時に困ることについては、就学前保護者で「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」や「歩道の段差が通行の妨げになっている」「歩道や信号がない道路が多いので心配」といった道路交通環境やバリアフリー に対する項目が上位を占めています。

就学前保護者では、行政サービスへの要望として、「子育てのバリアフリー 化」に取り組むが53.2%で上位(4位)に入っています。

地域における子どもの遊び場についての満足度(満足している人の割合)を見ると、就学前保護者で28.5%、小学生保護者では20.3%にとどまっています。また、子どもの遊び場について日頃感じることでは、「雨の日に遊べる場所がない」「思いっきり遊ぶために十分な広さがない」「遊具などが充実していない」が上位に入っています。

就学前保護者では、子育てが地域の人に支えられていると感じている人が6割を占めています。また、小学生保護者のうち9割程度の人が地域における自然体験や社会参加、文化活動に参加しており、子育て家庭の地域への依存・関わりが比較的高いことがわかります。【再掲】

小学生保護者の地域における自然体験や社会参加、文化活動への参加率については、「地域に根ざした活動(お祭りや地域運動会等)」「(65.7%)」や「青少年団体活動(子ども会等)」「(47.9%)」で高くなっています。一方、今後の参加意向については、「体験学習活動(ものづくり体験等)」「(40.5%)」や「野外活動」「(34.7%)」などが高くなっています。【再掲】

望ましい地域における子ども同士の交流の場については、小学生保護者で「放課後などに子ども同士で自主活動などができる場」（66.5%）や「土日に活動ができたり遊べたりできる場」（43.2%）が多くなっており、放課後や土日の子どもの居場所へのニーズが高いことがわかります。【再掲】

今後の課題

交通利便性の高い立地により大規模なマンションなどの住宅開発が進むなか、それぞれの地域特性や周辺環境を踏まえ、快適な生活ができる住宅・住環境整備に努める必要があります。

公共施設及び民間施設の建設・整備の際にバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての人が安心して安全に利用できる施設の普及を図る必要があります。また、道路や歩道の段差解消など安全な道路交通環境の整備についても、継続的に実施する必要があります。

各種施設や道路等のバリアフリー化とともに、妊産婦や親子等への理解を深める「心のバリアフリー」を進めるための取組も検討・実施する必要があります。

地域における体験・交流を通じた居場所づくりについてのニーズが高いことから、今後も既存の様々な取組を効果的・効率的に進めるとともに、地域住民の協力を得ながら、地域特性に応じて、地域が子育てに積極的に関与していける場や環境づくりを検討する必要があります。【再掲】

5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

主な施策等の現状

平成19年7月に「島本町男女共同参画社会をめざす計画」を改訂し、男女共同参画社会を実現するための意識変革の促進とともに、学校、職場、地域社会、家庭における男女平等を推進する取組を進めています。

男女共生セミナーを通じて、男女協働意識や父親の育児参加等についての啓発を進めています。また、啓発冊子などにより「ワークライフバランス」についての解説などを行い、その考え方等の普及啓発を進めています。

仕事と子育てを両立するため、職業安定所をはじめ関係機関との情報共有を図り、関連情報の提供に努めています。

アンケートなどから見た現状（ は子育て支援に関するニーズ調査結果）

配偶者との家事、育児分担への満足度について、不満に思っている人の割合をみると、父親では1割未満となっておりますが、母親では4割程度となっており、父母（男女）間で大きな意識の差が生じています。

「ワークライフバランス」の認知度（言葉も知っていて、内容も知っている人の割合）については、2割に達していません。

出産前後に離職した母親のうち、職場の環境等が整備されていたら就労を継続していたとする人は21.6%となっており、保育サービス等が整備されていたら就労を継続していた人（7.2%）を上回っています。（職場および保育サービスのどちらも整備されていたら就労を継続していた人は13.1%）

母親の就労状況についてみると、フルタイムおよびパート・アルバイトともに増加していますが、特にパート・アルバイトが大きく増加しています。

未就労の母親の8割程度が就労意向を持っていますが、就学前保護者で46.2%、小学生保護者で57.0%は「働きながら子育てができる適当な仕事がない」という理由で就労していません。一方、「利用できる保育サービスがない」は就学前保護者で4.7%、小学生保護者で1.2%にとどまっています。

就学前保護者の育児休業制度の利用度については、母親が16.9%、父親が0.3%となっており、母親は前回調査（12.5%）から増加しています。

育児休業制度を利用しなかった理由については、父母ともに「育児休業制度がなかった」「取得しにくい雰囲気があった」が上位に入っています。（「利用する資格がなかった（無職など）」を省く）

育児休業制度取得促進のために必要な行政の取組としては、「企業への働きかけ」や「取り組もうとしている企業への支援」が上位に入っています。

今後の課題

男女が協力して子育てに参加するためにも、男女共同参画社会の意識と行動の啓発を継続的に進めていく必要があります。

父母（男女）間において、家事・育児分担への満足度の差が大きいなか、子育てと仕事の両立に向けて、男性の家事・育児への参加・参画を高めるため、父親教室や父親サークルなどの男性自身への働きかけを可能にする仕組みづくりを検討する必要があります。子育てと仕事を両立するため、職場の環境整備に対するニーズが保育サービス整備に対するニーズを上回る状態にあり、今後は、保育サービスの整備・充実はもとより、行政から企業への働きかけや具体的な支援についての検討が必要となっています。

地域の企業や子育て支援を行う機関・団体などと密接に連携・協力して、地域の企業等の状況などを把握するとともに、ワークライフバランスの実現に向けた働き方の見直しなど地域の実情に応じた取組を検討・推進する必要があります。

6) 子ども等の安全の確保

主な施策等の現状

子どもたちの交通安全意識を高めるため、保育所、幼稚園、小中学校における交通安全教育を実施しています。

平成20年3月に「島本町バリアフリー基本構想」を策定し、構想に基づき、阪急水無瀬駅のエレベータ設置等のバリアフリー化整備への補助を実施するなど、町内のバリアフリー化を進めています。また、交通量の多い場所へのカーブミラーの設置や歩道のバリアフリー改修工事等、必要に応じて安全な道路交通環境の整備を進めています。【再掲】

子どもを守り、エンパワメントを高めることを目的とした被害防止教育の指導者研修を行うとともに、子どもたちの防犯意識の向上を図るための指導に努めています。また、防犯灯設置や防犯灯の照度アップを図るなど防犯環境の整備を進めています。

下校時にメロディーを流しながら通学路等のパトロールを行なう青色回転灯パトロール事業を進めるとともに、安全ボランティアネット登録者の協力を得て子どもの見守り活動を実施しています。また、「こども110番の家」運動事業も併せて展開しています。

小中学校においては、いじめ等の問題に対応できるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等を活用し、各校の教育相談体制の充実を図っています。

保護を必要とする児童に対しては、保育所や庁内関係部局、児童相談所や児童養護施設とのケースカンファレンスを通じて、適切な支援ができるよう関係強化に努めるとともに、児童相談所との連携により援助・相談支援の充実を図っています。

アンケートなどから見た現状(は子育て支援に関するニーズ調査結果、 はその他アンケート調査結果)

子どもと外出時に困ることについては、就学前保護者で「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」や「歩道の段差が通行の妨げになっている」「歩道や信号がない道路が多いので心配」といった道路交通環境やバリアフリーに対する項目が上位を占めています。【再掲】

地域における子どもが巻き込まれる事故や犯罪については、就学前保護者の33.6%、小学生保護者の45.3%が増加していると感じています。また、特に小学生保護者では、行政サービスへの要望として、「子どもの安全を確保する対策を充実する」が44.3%で上位(4位)に入っています。

保護者における子どもの安全確保のための取組の認知度はある程度高くなっていますが、協力度(実際取組に協力している人の割合)は低くなっています。ただし、今後の取組への協力意向(今後協力したいと思う人の割合)は「子どもの安全見守り事業」や「こども110番の家」運動事業で3~4割台と比較的高くなっています。【再掲】

町の施策について、「防犯対策(防犯灯の設置、子どもの安全対策など)」を「重要」と考える人の割合は6割程度を占めて高い状態にあります。特に、子育て世代である20~40歳代で重

要と考える人が多くなっています。（総合計画策定に関するアンケート調査（平成20年6月）より）

今後の課題

公共施設及び民間施設の建設・整備の際にバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての人が安心して安全に利用できる施設の普及を図る必要があります。また、道路や歩道の段差解消など安全な道路交通環境の整備についても、継続的に実施する必要があります。【再掲】

地域全体で子どもの安全を確保するために、行政、地域、関連機関や関係団体が連携を強化し、交通事故や犯罪から子どもたちを守る体制を構築・充実するとともに、既存の各種活動を継続的・発展的に進めていく必要があります。

地域福祉などの取組を進め、保護者をはじめ地域住民一人ひとりが連帯感を育み、地域において支えあいの意識、防犯意識を高めていくことも重要となります。【再掲】

いじめや不登校等の問題について、解消に向けた組織的・継続的な指導體制の確立を図る必要があります。また、早期発見・早期対応に努め、子ども一人ひとりに応じた指導や相談支援を進めることが重要となります。

7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

主な施策等の現状

子ども支援課に家庭児童相談員を配置し、家庭からの相談や地域からの通告を受け、個々の子どもや家庭に応じた援助を行っています。

要保護児童対策地域協議会 において各関係機関のスムーズな連携を目指した総会等を開催するとともに、研修などを通して、直接事案に対峙する参画機関の職員の技術力の向上に努めています。また、調整機関として定期的に代表者会議(実務担当者会議)、ケース会議を開催し、各機関での有機的なケース対応に努めています。

児童虐待とはいかなるものか、またどのように対応すべきか等児童虐待防止に向けた適切な認識を、保護者をはじめ地域住民一人ひとりが持てるよう、あらゆる機会を通じて意識醸成を進めています。(あらゆる機会を活用した啓発チラシ、冊子等の配布、ホームページ等による情報提供、男女共生セミナー等の研修の開催など)

児童虐待について、教職員研修を実施するとともに、日常の幼児・児童・生徒の様子を確認し、保護者等への啓発を実施しています。

小中学校において、スクールカウンセラー 及びスクールソーシャルワーカー 等の活用を踏まえ、各校の教育相談体制の充実を図っています。

保護を必要とする児童に対しては、保育所や庁内関係部局、児童相談所や児童養護施設 とのケースカンファレンスを通じて、適切な支援ができるよう関係強化に努めるとともに、児童相談所との連携により援助・相談支援の充実を図っています。【再掲】

トワイライトステイ やショートステイ などの事業を通じて、施設と連携し、要保護児童の対策に努めています。

平成 17 年 3 月に「母子家庭等自立促進計画」を策定し、「人権尊重」「子どもが健やかに育つ環境づくり」「母子家庭等の自立を支援する仕組みづくり」の視点に基づいて、母子家庭等に対する支援施策を総合的、計画的に推進しています。

平成 18 年度に障害者計画の見直しと障害福祉計画の策定を行い、障害児施策を総合的、計画的に推進しています。

アンケートなどから見た現状(は子育て支援に関するニーズ調査結果、 はその他アンケート調査結果)

子育てで日常悩んでいることや気になることについて、就学前保護者では、「子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうこと」(58.5%)が上位(2位)に入っており、全般的には自分自身に関する悩みが上位を占めています。

今後の課題

要保護児童対策地域協議会 は児童虐待の発生予防から保護・支援といった全ての段階で有効であるため、関連する民間団体等の参加を得て、児童虐待防止のためのネットワーク機能を強化する必要があります。

保育所、幼稚園、小中学校において、虐待の発生予防、早期発見・早期発見に取り組むとともに、母子保健活動や地域の医療機関・団体等と連携などを通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、支援につなげていく必要があります。

児童虐待の発生を予防するためには、子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談・支援体制の充実が重要となっています。また、児童虐待等に関する住民の意識醸成を図るため、今後も虐待の通告義務など児童虐待に関する周知・啓発を積極的に進める必要があります。

平成 21 年度に策定する「第 2 期母子家庭等自立促進計画」にのっとり、引き続き、母子家庭(ひとり親家庭)等の自立支援を総合的かつ計画的に進めて行く必要があります。今後も、障害のある子どもをもつ家庭のニーズなどを把握し、障害のある子どもの保育環境・教育環境、地域での療育環境の充実を図るとともに、発達障害のある子どもの早期発見、早期療育支援などに取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

計画を策定するにあたり、前期計画において設定した基本理念を本計画においても継承します。

すべての子どもが主体的な存在として尊重され、
いきいきと育成される社会の形成

2. 基本方向

子どもの人権の尊重

「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を推進します。

次代を担う子どもの育成

子どもは次代を担い、さらには親となるものという認識のもと、子どもに対する長期的視点に立った健全育成のための取組や環境づくりを推進します。

すべての子どもと子育て家庭への支援

多様化する子どもや子育て家庭を取り巻く問題などを踏まえ、広くすべての子どもと子育て家庭への支援という視点に立った取組を推進します。

地域社会全体による子育て支援

地域社会を構成するあらゆるメンバーが、それぞれの役割や責任において協働し、地域の社会資源を効果的に活用しつつ、地域社会全体で子育てを応援・支援するという視点に立った取組を推進します。

3 . 基本施策

基本理念「すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成」の実現をめざし、本町における子どもや子育て家庭の状況や前期計画の施策・事業の状況などを踏まえ、6つの基本施策を設定しました。

基本施策1 地域における子育て支援

子育て世帯の核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、多くの子育て家庭が子育てに関する不安や悩み、負担感を抱えています。町として地域における様々な子育て支援サービスや相談体制の充実を図るとともに、積極的かつ効果的な子育てに関する情報提供・情報発信や経済的負担の軽減に努めます。また、就労状況などライフスタイルの多様化による様々なニーズに対応するため、保育サービス等の充実を図ります。

さらに、子育て家庭を地域社会全体で支援できるよう、地域における子育て支援のネットワークづくりと子どもの居場所づくりにも取り組みます。

基本施策2 母性および乳幼児等の健康の確保および増進

子どもの発育や発達、食生活など、育児に関して日常的に悩む親は少なくなく、女性の出産年齢の上昇や子どもの食生活・生活習慣の変容など、母子の心身の健康を取り巻く状況は変化しています。誰もが安心して妊娠・出産・子育てができ、さらには、子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠期から乳幼児期を中心とした母子保健サービスの充実と食育の推進強化、思春期保健の取組を進めます。

また、医療体制の整備など、必要な時に適切な医療が受けられる体制の整備・充実に努めます。

基本施策3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

教育の充実が求められるなか、子どもの生きる力を育むため、学校および幼稚園の教育環境等の整備・充実を図ります。

また、次代を担い、次代の親となる子どもたちに対して、様々な機会を通じ、子どもを生き育てることや家庭の大切さについての意識醸成を進めるとともに、子どもを育てる土台となる家庭の教育力の向上をめざし、家庭教育支援の充実に努めます。

さらに、子育て家庭と地域との関わりが比較的強い本町において、地域の教育力のさらなる向上を図り、地域で子育て家庭や学校等を支援する体制づくりを進めます。

基本施策4 ワークライフバランスの実現

女性の就業率は増加していますが、職場の環境等が主な要因となり、出産前後に離職を余儀なくされる母親や就労意向があるものの就労できない母親も多く存在しています。一方、父母間での家事、育児分担への満足度に大きな意識の差が生じています。

このような状況を踏まえ、多様な働き方を推進するための意識づくりとともに、「仕事と生活の調和の実現推進のための行動指針」などに基づき、職場環境などの整備を促進しつつ、多様な働き方に対応する柔軟な保育サービスの充実を進め、ワークライフバランスの実現に努めます。

基本施策5 子ども等の安心と安全の確保

子育て家庭の各種施設等のバリアフリー化や道路環境等の充実へのニーズは依然として高い状態にあります。また、子どもが被害者となる事故や犯罪が増加していると感じる保護者が増加しており、子どもの安全確保の対策の充実も求められています。

今後は、良好な住環境の整備やだれもが安心して外出できる環境づくりを継続的に進めるとともに、行政はもとより、地域や関連機関・団体等が連携を強化し、防犯や交通安全などの取組を継続的・発展的に進め、子ども等の安心と安全の確保に努めます。

基本施策6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

子育てへの不安や負担感などが児童虐待の大きな要因となっているなか、児童虐待の発生防止や早期発見・対応にむけた意識啓発や相談・支援体制の充実を図り、地域における関係機関等のネットワークの充実に取り組みます。

また、ひとり親家庭の自立支援や、障害のある児童やその家庭に対する施策の充実など、保護が必要な子どもや家庭へのきめ細かな取組を推進します。

4 . 計画の施策体系

基本施策	施策の方向
1 . 地域における子育て支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実
	(2) 保育サービス等の充実
	(3) 子育て支援ネットワークづくり
	(4) 子どもの居場所づくり
2 . 母性および乳幼児の健康の確保および増進	(1) 子どもや母親の健康の確保
	(2) 食育の推進
	(3) 思春期保健対策の充実
	(4) 小児医療の充実
3 . 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり	(1) 次代の親の育成
	(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備・充実
	(3) 家庭や地域の教育力の向上
	(4) 子どもを取り巻く有害環境対策
4 . ワークライフバランスの実現	(1) 多様な働き方を推進するための意識づくり
	(2) ワークライフバランスの実現のための働き方の見直し
	(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
5 . 子ども等の安心と安全の確保	(1) 安心して子どもを育てることができる環境づくり
	(2) 子ども等の交通安全の確保
	(3) 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進
6 . 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	(1) 児童虐待防止対策の充実
	(2) ひとり親家庭の自立支援
	(3) 被害に遭った子どもの保護の推進
	(4) 障害児施策の推進

第 4 章 施策の展開

基本施策 1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

地域において安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応した居宅や施設における子育て支援サービスを展開するとともに、子育てに関する相談機能の充実を図ります。また、子育て家庭が支援サービスを有効活用できるよう、積極的かつ効果的な情報提供や情報発信を進めます。さらに、子育てに関する様々な助成などを通して、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

施 策		主な取組内容
居宅における子育て支援	訪問事業等の充実	<p>保健師や助産師が家庭を訪問し、妊産婦や乳幼児の健康、育児等についての相談に応じます。</p> <p>生後4か月までの乳児のいる家庭について、保健師や助産師が全戸を訪問し、健康や育児に関する相談や助言、情報提供を行うこんにちは赤ちゃん事業を推進し、乳児家庭の孤立防止や不安感等の軽減に努めます。</p> <p>こんにちは赤ちゃん事業において、養育支援が必要な家庭に対し、相談や指導、助言など必要な支援を行う養育支援訪問事業を推進します。</p> <p>子育て支援担当保育士が児童のいる家庭への訪問を各年齢において実施し、必要な情報を提供するとともに子育てへのアドバイスを行います。</p>
	ファミリーサポートセンター の設置	<p>子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人をコーディネートするファミリーサポートセンター を設置し、家庭における子育てを支援します。</p>
	家庭的保育事業の推進	<p>今後増加する低年齢児の保育ニーズに対応するため、保育者（保育士資格をもつ人など）が保育所と連携を図りながら、保育者の自宅において、少人数の子どもを保育する家庭的保育事業を推進します。</p>

施 策		主な取組内容
施設における子育て支援	一時預かり の充実	保護者の就労や傷病、育児からのリフレッシュなど保護者の様々なニーズに幅広く対応するため、一時預かり（一時保育）の定員の充実を図ります。
	短期入所等の推進	保護者が疾病等により家庭での養育が困難になった場合や、緊急一時的に保護を必要とする場合に対応するため、児童養護施設 や乳児院との連携を強化し、短期入所等の支援サービスを推進します。
	幼稚園における子育て支援の充実	幼稚園での預かり保育 のニーズが高いなか、教育時間外の時間帯で保育を実施する預かり保育 の充実を図ります。 施設定員を大きく超過している保育所の良好な環境の確保や在宅子育て支援拡大などをめざし、町立幼稚園1園の就労支援型幼稚園への移行（幼保一元化）についての検討・取組を進め、効率的な施設運営を図ります。
	病児・病後児保育 の推進	病気やケガの児童（回復期を含む）で、保護者の就労やその他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育所や病院などの施設で保育をする病児・病後児保育 の整備を進めます。
	放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実	今後増加する保護者の就労意向に伴う利用ニーズに対応するため、受け入れ体制の充実を図ります。 学童保育の活動内容の充実に努めるとともに、指導体制の充実を図るため、指導員の資質向上に努めます。
	つどいの広場 事業の推進	つどいの広場 において、乳幼児とその保護者が気軽に集まり、交流できる場や、いつでも保育士等に相談できる場を提供します。

	施 策	主な取組内容
子育てに関する相談機能の充実	保育所・幼稚園や子育て支援センター等の相談支援機能の充実	<p>第四保育所内の子育て支援担当や山崎保育園地域子育て支援センターにおいて、子育て相談（電話相談含む）を実施し、気軽に子育てに関する相談ができる体制の充実を図ります。</p> <p>保育所の園庭開放時に、栄養士や保健師、家庭児童相談員を派遣し、より専門的な相談内容に対応します。</p> <p>つどいの広場に保育士等を配置し、子育てに関する不安や疑問などについて相談に対応します。</p> <p>幼稚園において園庭開放や子育て相談を積極的に行い、保護者の交流や、子育て情報の提供、乳幼児相談などに努めます。</p>
	多様な相談事業の推進	<p>家庭児童相談員が子育て等に関する悩みや相談に対応する家庭児童相談を実施します。</p> <p>保健師や栄養士が、離乳食や予防接種など育児に関する相談に対応する育児・離乳食相談を実施します。</p> <p>教育相談員が教育全般や子育てに関する悩みなどに対応する教育相談を実施します。</p>
	訪問事業等を通じた相談支援機能の充実	<p>家庭訪問やこにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業での相談支援機能の充実を図り、虐待防止や子育て支援の視点を踏まえ、妊産婦や乳児の保護者などの孤立防止や不安感の軽減などに努めます。</p>
	民生委員児童委員の相談支援機能の充実	<p>地域の身近な相談窓口であり、悩みをもつ人と専門機関等をつなぐ役割を担っている民生委員児童委員の活動について、積極的に啓発・普及を行うとともに、身近な相談相手として活用してもらえるよう活動の支援に努めます。</p>
	相談窓口等の周知	<p>地域に展開する様々な相談窓口等を活用してもらえるよう、積極的かつ効果的な周知を進めます。</p>

施 策	主な取組内容
子育てに関する情報提供の充実	<p>保育所をはじめ町内関係機関が実施している子育て支援事業の概要や利用方法、日程等を取りまとめた冊子「子育て支援事業のご案内」を発行し、わかりやすくかつ詳細な情報提供を図ります。</p> <p>町のホームページや広報しまもとなど多様な媒体とともに、親子の交流の場やイベントなど様々な機会を活用し、子育てに関する情報提供の充実に努めます。</p> <p>各種子育て相談窓口において、子育て支援事業のパンフレットやチラシなどを設置し、効果的な情報提供を進めます。</p> <p>子育てに関する情報を必要とする人の視点に立ち、積極的かつ効果的な情報提供、情報発信の仕組みづくりについての検討を進めます。</p>
子育ての経済的負担の軽減	<p>妊娠や出産、子育てにかかる費用の助成とともに、医療費や教育費等に対する助成などを通じて、子育て家庭への経済的支援に努めます。</p>

(2) 保育サービス等の充実

子育て家庭の顕在的・潜在的なニーズや地域の実情などを踏まえ、保育サービス等の充実を図ります。

施 策	主な取組内容
良好な保育環境の整備	町内3保育所において、待機事案が発生しないよう適切な定員設定などの運営管理に努めます。 多様化する各種保育サービスの維持・向上や在宅子育て支援拡大をめざし、民間活力の導入などの検討・取組を進めます。施設定員を大きく超過している保育所の良好な環境の確保や在宅子育て支援拡大などをめざし、町立幼稚園1園の就労支援型幼稚園への移行（幼保一元化）についての検討・取組を進め、効率的な施設運営を図ります。【再掲】
保育所の人材の確保・育成と資質の向上	様々な保育サービスに対応できるよう、保育士等の人材確保に努めるとともに、研修体制の充実を通じて、保育サービスの質の向上や保育士の専門性の向上を図ります。
延長保育 の充実	保護者の勤務形態の多様化等へのニーズに対応するため、保育所の方向性を見据えつつ、延長保育 時間の拡充や受け入れ体制の充実を図ります。
休日保育 の充実	保護者の勤務形態の多様化等へのニーズに対応するため、保育所の方向性を見据えつつ、休日保育 の受け入れ体制の充実を図ります。
一時預かり の充実【再掲】	保護者の就労や傷病、育児からのリフレッシュなど保護者の様々なニーズに幅広く対応するため、一時預かり（一時保育）の定員の充実を図ります。
病児・病後児保育 の推進【再掲】	病気やケガの児童（回復期を含む）で、保護者の就労やその他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育所や病院などの施設で保育をする病児・病後児保育 の整備を進めます。
幼稚園での預かり保育 の充実【再掲】	幼稚園での預かり保育 のニーズが高いなか、教育時間外の時間帯で保育を実施する預かり保育 の充実を図ります。
母子保健事業との連携強化	子育て支援事業や障害児への対応に係る事業について、情報交換や連携を進めるとともに、全庁での体系だった取組構築のための協議を進めます。

(3) 子育て支援ネットワークづくり

地域に根ざした子育て支援に関する活動団体等の育成・支援や相互の連携強化を図るとともに、地域全体で子育て家庭を支援できるよう、地域住民の子育て支援に関する意識づくりや情報提供を行い、地域における子育て支援のネットワークづくりを進めます。

施 策	主な取組内容
子育て支援活動団体等への支援の充実	<p>子育てを支援するサークルやボランティア等の活動団体の状況を把握するとともに、活動団体同士の情報共有や交流、連携を図るネットワークづくりに努め、地域における子育て支援活動の活性化を図ります。</p> <p>地域における子育て支援の担い手等の育成・支援を図るため、子育て支援に関する積極的な情報提供や研修・講座等の充実に努めます。</p>
地域における子育て支援の意識づくり	<p>地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てフォーラムなどの機会や冊子、パンフレット等の媒体などを通して、子育てに関する情報を積極的に地域に発信し、地域住民の多くが子育てへの関心や理解を高めるよう、意識づくりに努めます。</p> <p>子育てをテーマにした講演会を開催する子育てフォーラムについて、様々なニーズや子育て支援の動向を踏まえて充実に努めます。</p>
庁内外関係機関等の連携の強化	<p>子育て支援相談機関連絡会 や子育て支援実務担当者会議などを通じて、子育て支援に関連する各機関・団体や各分野との情報共有や連携を強化します。</p> <p>国や大阪府などの動向を的確に把握するとともに、大阪府等関係機関との連携を強化し、必要に応じて制度等の改善や財政措置の充実などの要望、働きかけなどを行います。</p>

(4) 子どもの居場所づくり

地域住民や関係機関・団体、学校などが連携・協力し、既存の活動等の地域資源を十分に活用して、地域における体験や交流を通じた子どもの居場所づくりを進めます。

施策	主な取組内容
地域における体験活動等の推進	「島本町生涯学習推進計画」（平成18年3月策定）に基づき、地域における自然活動や文化活動、伝統文化等の継承活動、世代間の交流を促進する活動などを推進し、地域における子どもの居場所づくりを図ります。
スポーツ活動の充実	総合型地域スポーツクラブにおいて、親子の教室や子ども対象の教室などを企画するとともにジュニア会員等の確保を進め、子どもや親子が様々なスポーツに取り組むことができる場づくりを図ります。
放課後子ども教室の充実	放課後や週末に小学校の施設を活用し、子どもを対象にスポーツ活動や野外活動、学習活動などを行う放課後こども教室を町内全小学校において実施するとともに、その内容の充実に努めます。
子どもの居場所づくりへの地域住民の参加・参画の促進	子どもの居場所づくりの活動を進めるにあたって、地域住民の協力を得るとともに、積極的な参加・参画を支援するような講座や場・機会づくりを進めます。
公共施設の活用	ふれあいセンターや図書館等における子どもを対象とした活動内容の充実を図るとともに、それら公共施設の子どもに対する安全な居場所としての活用を検討します。

基本施策2 母性及び乳幼児等の健康の確保および増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期から乳幼児期を通じ、子どもや母親が心身ともに健やかに暮らせるよう、健康診査や訪問事業などの母子保健サービスの充実を図ります。

施策	主な取組内容
母子健康手帳の交付	妊娠届出時に保健師等が母子健康手帳の交付を行なうとともに、妊娠期の相談や両親教室（パパママクラス）をはじめとする母子保健事業の案内など必要な情報提供を行います。
妊婦健康診査の推進	母体や胎児の健康の確保を図り、安全な妊娠・出産を迎えるための妊婦健康診査については、母子健康手帳交付時の面接における受診勧奨や他府県での健診受診に対する費用助成などを通じて受診率の向上に努めます。
両親教室（パパママクラス）の充実	妊娠・出産・育児に関する知識の学習と地域での子育ての仲間づくりを進めるため、両親教室（パパママクラス）の内容の充実を図ります。また、併せて、両親がそろって子育てをしていくという意識・環境醸成に努めます。
訪問事業等の充実【再掲】	保健師や助産師が家庭を訪問し、妊産婦や乳幼児の健康、育児等についての相談に応じます。 生後4か月までの乳児のいる家庭について、保健師や助産師が全戸を訪問し、健康や育児に関する相談や助言、情報提供を行うこんにちは赤ちゃん事業を推進し、乳児家庭の孤立防止や不安感等の軽減に努めます。 こんにちは赤ちゃん事業において養育支援が必要な家庭に対し、相談や指導、助言など必要な支援を行う養育支援訪問事業を推進します。 子育て支援担当保育士が児童のいる家庭への訪問を各年齢において実施し、必要な情報を提供するとともに子育てへのアドバイスを行います。【再掲】
乳幼児健康診査の推進	4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児の健康の保持・増進を図るため、健康診査を実施するとともに、健診未受診者に対しては訪問や面談などを行い全数把握に努めます。 経過観察が必要な乳幼児に対しては、保健師等による継続的な育児相談や経過観察健診などを実施し、関係機関と連携しつつ、適切なフォローに努めます。

施 策	主な取組内容
島本出会いの絵本事業の推進	4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児の健康診査時に絵本の読み聞かせを行うとともに、絵本を 1 冊プレゼントする島本出会いの絵本事業 を継続して実施します。
歯科保健事業の推進	妊婦や 1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児を対象とした歯科健康診査や妊産婦および乳幼児を対象とした歯科相談などを実施するとともに、それらの内容の充実に努めます。
予防接種の推進	感染症の発生および蔓延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施するとともに、保育所や幼稚園、小学校等の関係機関と連携して接種勧奨を進め、接種率の向上に努めます。

(2) 食育の推進

子どもと保護者に対して、食に関する正しい知識の普及や情報提供を進め意識醸成を図るとともに、それぞれのライフステージに応じた食育が実践できるよう、取組を進めます。

施 策	主な取組内容
食育に関する取組の推進	<p>両親教室（パパママクラス）において、妊産婦における栄養や食生活など食育に関する情報提供や啓発を進めます。</p> <p>赤ちゃん教室や育児・離乳食相談等において、栄養士等が離乳食に関する適切なアドバイスを行なうなど、栄養や食生活など食育の視点にたった相談・指導を進めます。</p> <p>保育所において乳幼児の栄養や嗜好を勘案した集団給食のメニューづくりを行なうとともに、クッキング保育等の事業を通じて食育を推進します。</p> <p>小学校において食育に関する年間指導計画を作成するとともに、給食などを活用した食教育を推進します。また、中学校においても食育に関する年間指導計画を作成し、小学校と連携した食育を推進します。</p>

(3) 思春期保健対策の充実

性教育や喫煙、薬物等に関する教育とともに、心の問題などに対する相談支援などを進め、思春期の子どもの心と体の健康づくりに努めます。

施 策	主な取組内容
思春期保健教育の充実	町の教育研究組織において性教育に関わる研究に努めます。児童、生徒の発達段階を踏まえつつ、集団指導や個別指導を効果的に組み合わせ、性教育を推進します。
喫煙・薬物等への啓発活動の推進	喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育全体を通じて適切に取り組みます。地域における見守りや適切な販売方法などを検討することで、喫煙防止対策や飲酒防止対策を推進します。
思春期保健等相談体制の充実	各小中学校にスクールカウンセラー 及びスクールソーシャルワーカー 等を配置し、思春期の子どもや保護者に対する相談支援を行います。

(4) 小児医療の充実

安心して子どもを生み、育てることができる環境の基盤となる小児医療の充実を図るとともに、家庭内における事故防止対策や応急処置等の普及に努めます。

施 策	主な取組内容
小児救急医療体制の充実	大阪府を中心に関係機関が連携・調整を図り、小児科医の確保の環境整備など、小児救急医療体制の確保に努めます。救急時の相談窓口とともに、高槻島本夜間休日応急診療所における夜間・休日の応急診療について積極的な周知を図ります。
かかりつけ医・歯科医の推進	かかりつけ医・歯科医の必要性などを啓発することで、かかりつけ医・歯科医の推進を図ります。
事故防止対策の推進	予防接種手帳交付時に乳幼児の事故防止のための啓発用パンフレットを配布するなど、事故防止対策の推進を図ります。心肺蘇生法などの応急処置についての講習会などを通じ、応急処置等の普及に努めます。

基本施策3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

(1) 次代の親の育成

地域における具体的な体験活動などを通じて、子どもを育てる意義や家庭の大切さなどの意識醸成を図り、次代の親の育成を進めます。

施策	主な取組内容
体験的学習の機会拡大	中学校において、町内・近隣市町の事業所の協力を得て、職場体験学習を実施し、働くことの意義などを地域社会から学ぶ機会の拡大に努めます。 小中学生が乳幼児とふれあう機会づくりについて、検討を進めます。
男女共同参画の意識づくり	男女が協力して家庭を築き、子どもを育てることの意義に関する教育を進め、広報・啓発に努めます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備・充実

次代を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校や幼稚園の教育環境等の整備・充実を図ります。また、学校や幼稚園と地域、家庭が連携・協力し、子どもたちが安全で安心して学べる環境づくりを進めます。

施策	主な取組内容
幼・小・中一貫教育の推進	きめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を推進するため、就学前2年間及び義務教育9年間を見通した指導の一貫性及び系統性を図り、校種間の段差解消に向けた取組を実施します。

施 策	主な取組内容
確かな学力の育成	<p>各学校における教育計画策定にあたっては、各種調査結果を有効に活用し、各学校の実態を踏まえた具体的な教育目標を設定します。また、指導と評価の一体化を図るとともに、目標に準拠した評価を適切に行います。</p> <p>基礎・基本の確実な定着に向け、習熟度別等、少人数指導を進めるとともに、学力に課題のある児童生徒に対する指導方法の工夫改善に努め、児童生徒一人ひとりの特性に応じた「個に応じた指導」を進めます。</p> <p>外国語活動及び英語科の指導においては、外国人講師を有効活用し指導方法の研究を進めます。</p> <p>児童生徒にコミュニケーション能力や思考力、判断力、表現力も含めた総合的な力を身につけさせるための教職員研修を実施します。</p> <p>小中学校において、学校図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童生徒の増加に努めます。</p>
豊かな心の育成	<p>道徳教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、「道徳の時間」の授業公開や研究授業等、保護者の理解協力も図りながら道徳教育の研究推進に努めます。</p> <p>教職員に対し、人権教育の経験や成果を継承できるよう研修の機会を増やすとともに、様々な人権問題について、関係研究組織と連携しながら、指導方法の工夫・改善に努めます。</p> <p>いじめ・不登校・暴力行為等については、未然防止及び早期発見、早期対応の観点で組織的な対応に努めるとともに、いじめ・不登校（虐待）対策連絡会及び生徒指導研究協議会を中心とし、小・中学校間及び教育委員会との連携を進めます。</p> <p>課題のある児童生徒への働きかけについては、学校・家庭・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び関係機関が一体となった取組を進めます。</p> <p>児童虐待の防止に当たっては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通じ幼児・児童・生徒や家庭への関わりを深め、早期発見に努めます。</p> <p>「いきいき・ふれあいフェスタ事業」等を実施し、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。</p>

施 策	主な取組内容
<p>健やかな体の育成</p>	<p>児童・生徒が自らの健康を保持・増進していくことができる実践力を身につけるよう、健康教育（保健・安全教育及び食育指導）の充実を図ります。</p> <p>幼稚園では体育遊び等のプログラム開発を研究します。また、小学校では、身体を動かす時間を多く確保し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりを進めます。さらに、中学校では、体育の授業において基礎体力の向上が図られるよう年間指導計画の内容を充実します。</p> <p>小・中学校全学年において、新体力テストを実施します。</p> <p>児童・生徒が様々な運動の特性にふれることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、「運動が好きな子ども」のさらなる増加を図ります。</p> <p>児童・生徒の基本的な生活習慣を確立するため、「健康3原則」の理念に基づき、家庭との連携（保護者集会や懇談会等での啓発など）に努めます。</p> <p>部活動については、外部指導者等地域の協力を得ながら活動の充実を図ります。</p>

施 策		主な取組内容
信頼される学校・幼稚園づくり	学校・幼稚園の 自主性・自律性の 推進	<p>保護者や地域の信頼に応え、地域の実情を踏まえた教育活動を展開するため、校園長が学校（園）運営全般にわたり指導性を発揮するとともに、積極的に地域・家庭との連携を図り、開かれた学校・幼稚園づくりを進めます。</p> <p>校長による学校経営の方針等を教職員に周知し、学校の教育目標の共有化を図るとともに、校内各組織の活性化に努め、組織的な取組を推進します。また、学習指導、生徒指導等における課題とその解決に向け、具体的な目標、計画を定め自ら点検整理を実施します。</p> <p>小中学校において、学校教育自己診断を実施するとともに、学校協議会 を開催し、保護者や地域社会の意見を学校の運営改善に反映します。</p> <p>学校支援地域本部を充実させ、地域社会の持つ教育資源である多様な人を学校・幼稚園の教育に積極的に活用するとともに、「学校及び幼稚園支援ボランティアネット」の拡充に努めます。</p> <p>学校・幼稚園施設を利用したコミュニティの形成を促進するよう、地域社会で展開されている様々な活動に協力するとともに、町内全地域における人間関係の構築に努めます。</p>
	安全・安心な 学校・幼稚園 づくり	<p>教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、災害及び万一の事件・事故が発生した場合に迅速かつ的確な行動ができるよう、学校独自の危機管理マニュアルに則した実践的な訓練を行います。</p> <p>幼児・児童・生徒等の安全確保を図るため、施設設備の点検と整備充実に努めます。</p> <p>保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進するとともに、各校区の安全ボランティアの人材確保に努めます。</p>
幼児教育の充実	<p>自然環境の中での遊びや諸活動を通じ、健やかな体を育むとともに、英語体験活動や地域のボランティアの方とのふれあいなど、体験活動を充実し、豊かな心を育む教育を行います。</p> <p>幼稚園において、「幼稚園の保育に関するアンケート調査」を実施し、より良い保育活動、信頼される幼稚園に向けて運営改善を行います。</p> <p>保育所や小学校と連携し、連続性のある保育・教育ができるよう努めます。また、島本町保・幼・小連携推進協議会において、幼児教育の充実と小学校教育への円滑な移行を図るべく相互の連携を強化します。</p>	

(3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育を支援するための学習機会や情報提供などを進め、家庭の教育力の向上を図ります。また、併せて、地域全体で子育て家庭を支援できる体制づくりや地域住民の子育てに関する意識づくりを進め、地域の教育力の向上を図ります。

施 策		主な取組内容
家庭教育への支援の充実		<p>赤ちゃん教室や子育て講座などを開催し、子育てに関する学習の機会や保護者の交流の場づくりを進めるとともに、保護者のニーズなどを勘案し、講座内容等の検討を進めます。</p> <p>行事開催時における男性保護者の参加を促進する工夫、両親教室（パパママクラス）や男女共生セミナーなどの開催、子育てへの父親参加のPRなどを通じて、父親の育児参加の促進に努めます。</p> <p>P T A 連絡協議会の活動を支援します。</p>
地域の教育力の向上	子育て支援活動団体等への支援の充実 【再掲】	<p>子育てを支援するサークルやボランティア等の活動団体の状況を把握するとともに、活動団体同士の情報共有や交流、連携を図るネットワークづくりに努め、地域における子育て支援活動の活性化を図ります。</p> <p>地域における子育て支援の担い手等の育成・支援を図るため、子育て支援に関する積極的な情報提供や研修・講座等の充実に努めます。</p>
	地域における子育て支援の意識づくり 【再掲】	<p>地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てフォーラムなどの機会や冊子、パンフレット等の媒体などを通して、子育てに関する情報を積極的に地域に発信し、地域住民の多くが子育てへの関心や理解を高めるよう、意識づくりに努めます。</p> <p>子育てをテーマにした講演会を開催する子育てフォーラムについて、様々なニーズや子育て支援の動向を踏まえて充実を図ります。</p>
	地域における子育て支援の場・機会づくり	<p>青少年に心豊かな人間性と逞しく生きる力を育てるため、地域において、自然体験や親子の学習体験、世代間交流等の機会の充実を図ります。</p> <p>青少年が社会に貢献する機会や野外活動等自然体験を実施するための指導者育成に努めます。</p> <p>学校支援地域本部を充実させ、地域社会の持つ教育資源である多様な人を学校・幼稚園の教育に積極的に活用するとともに、「学校及び幼稚園支援ボランティアネット」の拡充に努めます。【再掲】</p>

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く社会状況が大きく変化するなか、学校や関係機関・団体、地域が連携し、非行防止に関する活動などを進めるとともに、良好な社会環境の維持・確保に努めます。

施 策	主な取組内容
非行防止活動の展開	<p>青少年指導員協議会を開催し、関係機関や学校等との密接な連絡に努め、青少年の非行防止を図ります。</p> <p>青少年問題協議会を開催し、青少年を取り巻く社会環境問題への対応などを協議するとともに、関係機関・団体と連携を進めます。</p> <p>小中学校において警察と連携した非行防止教室等を実施するとともに、地区少年補導員及び少年補導協助手員、PTA、地域の各団体等と連携し、長期休業日中の夜間パトロール活動や街頭での啓発活動など非行防止のための取組を進めます。</p> <p>中学校においては、地区少年補導協助手員連絡会と連携のうえ定期的に会議を開催し、具体的非行事例に関する協議及び指導を行います。</p>
良好な社会環境の維持・確保	<p>青少年指導員と連携し、町内における有害図書の販売方法等の実態調査や啓発活動を行うなど、子どもを取り巻く社会環境を良好な状況に維持できるよう努めます。</p>
情報モラルの育成	<p>学校における情報教育を通じて、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で生活するための危機回避の方法の理解といった情報モラルの育成に努めます。</p>

基本施策4 ワークライフバランスの実現

(1) 多様な働き方を推進するための意識づくり

家庭や職場、地域社会などあらゆる場において、男女平等意識の高揚を図るとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に努め、多様な働き方を推進するための意識づくりに取り組めます。

施策	主な取組内容
男女共同参画の推進	「島本町男女共同参画社会をめざす計画」（平成19年7月改訂）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女平等意識の確立とともに、固定的な性別役割分担意識の解消をめざします。
男性の育児参加等の推進	行事開催時における男性保護者の参加を促進する工夫、両親教室（パパママクラス）や男女共生セミナーなどの開催、子育てへの父親参加のPRなどを通じて、父親の育児参加の促進に努めます。【再掲】
男女共同参画の意識づくり【再掲】	男女が協力して家庭を築き、子どもを育てることの意義に関する教育を進め、広報・啓発に努めます。【再掲】

(2) ワークライフバランスの実現のための働き方の見直し

事業主等に対して職場環境の整備への働きかけを行い、働き方の見直しを進めるとともに、職場環境の整備などに取り組む企業等の実態把握や具体的な支援などに努め、ワークライフバランスの実現をめざします。

施 策	主な取組内容
職場環境の整備への働きかけ	<p>事業主等に対して、育児休業制度 や介護休業制度などの普及・啓発を進めるとともに、女性はもとより男性が取得しやすい環境づくりを働きかけます。</p> <p>働きながら子育てがしやすい職場環境づくりに向け、事業主等に対して、多様な勤務形態の導入などを働きかけます。</p>
ワークライフバランスの実現に取り組む企業等への支援	<p>企業内人権啓発推進連絡会を通じて、地域の企業の実態などの把握に努めます。</p> <p>地域の企業や関係機関・団体等と連携し、ワークライフバランスの実現に取り組む企業等への具体的な支援について検討します。</p>
就労への支援	<p>関連機関や団体等と連携し、就労に関する情報収集・提供やセミナーや講座の開催、就労支援に関する相談を通して、再就職を含めた就労に関する支援に取り組みます。</p>

(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービスなどの充実を図り、多様な働き方に対応した子育て支援策を展開します。

施 策	主な取組内容
延長保育 の充実【再掲】	保護者の勤務形態の多様化等へのニーズに対応するため、保育所の方向性を見据えつつ、延長保育 時間の拡充や受け入れ体制の充実を図ります。
休日保育 の充実【再掲】	保護者の勤務形態の多様化等へのニーズに対応するため、保育所の方向性を見据えつつ、休日保育 の受け入れ体制の充実を図ります。
一時預かり の充実【再掲】	保護者の就労や傷病、育児からのリフレッシュなど保護者の様々なニーズに幅広く対応するため、一時預かり（一時保育）の定員の充実を図ります。
幼稚園における 子育て支援の充実【再掲】	幼稚園での預かり保育 のニーズが高いなか、教育時間外の時間帯で保育を実施する預かり保育 の充実を図ります。 施設定員を大きく超過している保育所の良好な環境の確保や在宅子育て支援拡大などをめざし、町立幼稚園1園の就労支援型幼稚園への移行（幼保一元化）についての検討・取組を進め、効率的な施設運営を図ります。
病児・病後児保育 の 推進【再掲】	病気やケガの児童（回復期を含む）で、保護者の就労やその他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育所や病院などの施設で保育をする病児・病後児保育 の整備を進めます。
放課後児童健全育成 事業（学童保育） の充実【再掲】	今後増加する保護者の就労意向に伴う利用ニーズに対応するため、受け入れ体制の充実を図ります。 学童保育の活動内容の充実に努めるとともに、指導体制の充実を図るため、指導員の資質向上に努めます。
ファミリーサポート センター の設置【再掲】	子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人をコーディネートするファミリーサポートセンター を設置し、家庭における子育てを支援します。

基本施策5 子ども等の安心と安全の確保

(1) 安心して子どもを育てることができる環境づくり

子育て家庭が安心して生活ができるよう、良好な住環境や安心して外出できる環境、子どもの遊び環境の整備・充実に努めます。

施策	主な取組内容
良好な住環境の整備・充実	<p>地域特性や周辺環境に調和し、多様な世代やライフステージに応じて快適な生活ができる住環境の整備促進に努めます。</p> <p>町営住宅への入居について、入居収入基準の緩和を行い、子育て家庭の入居促進を図ります。</p>
安心して外出できる環境の整備・充実	<p>誰もが安全に移動でき利用しやすいように、公共施設や民間施設、道路・公園などのバリアフリー化を促進します。</p> <p>路線バスがより早期に低床化車両を導入するよう、関係機関へ要請します。</p> <p>妊産婦や子ども連れの人への理解を深める「心のバリアフリー」推進のため、啓発などにより住民一人ひとりの意識やマナーの向上に努めます。</p> <p>公共施設や公共交通機関などにおいて、授乳コーナーやトイレ内のベビーシートやベビーチェアの設置など子育て家庭が安心して利用できる環境づくりを進めます。</p> <p>福祉ふれあいバスの活用など町内における交通手段の利便性の確保に向けた検討を進めます。</p>
子どもの遊び環境の整備・充実	<p>既存の公園施設等を有効活用し、安全かつ身近な遊び場の充実に努めます。</p> <p>ふれあいセンターや図書館等における子どもを対象とした活動内容の充実を図るとともに、それら公共施設の子どもに対する安全な居場所としての活用を検討します。【再掲】</p>

(2) 子ども等の交通安全の確保

交通安全教育を推進し、子ども等の交通事故の未然防止に努めるとともに、子どもや妊婦などが安心して通行できる道路交通環境の整備を進めます。

施 策	主な取組内容
交通安全教育の推進	子どもたちの交通安全意識を高めるため、普及啓発活動を展開するとともに、交通安全推進協議会や警察等と連携し、保育所や幼稚園、小中学校において交通安全教育を進めます。
安全な道路交通環境の整備	通学路等の点検を行い、交通安全の確保に努めるとともに、必要に応じて、防護柵や道路反射鏡、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めます。 迷惑駐輪や放置自転車の防止に向けた街頭啓発を行うとともに、駅周辺においては放置自転車を随時撤去し、付近の環境美化や交通安全に努めます。

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

家庭や地域、関係機関・団体などが連携を強化し、防犯意識の向上や地域ぐるみの防犯活動を積極的に展開します。

施 策	主な取組内容
防犯意識の向上	<p>保育所や幼稚園、小中学校において、子どもたちの防犯意識を高めるための被害防止教育を推進します。</p> <p>子どもを守り、エンパワメント を高めることを目的とした被害防止教育の指導者の研修を行います。</p> <p>防犯訓練等を実施し、子どもたちへの安全指導を行います。</p>
防犯活動の推進	<p>児童・生徒の下校時間帯に公用車でメロディーを流しながら通学路等をパトロールする通学路安全パトロール（メロディーパトロール）を実施します。</p> <p>保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進するとともに、各校区の安全ボランティアの人材確保に努めます。【再掲】</p> <p>防犯委員会や防犯協議会、警察等と連携して、地域において防犯運動を実施し、防犯意識の高揚と啓発に努めます。</p> <p>通学路における子どもの安全を確保するため、人通りの少ない箇所や交通事故等に注意する箇所をわかりやすく示した子ども安全マップを作成し、安全に関する情報提供に努めます。</p> <p>不審者情報などの緊急情報を携帯電話などに配信する「しまもと安心メール」を実施し、子どもたちの安心・安全に関する情報を迅速に提供します。</p>
防犯環境の整備	<p>防犯灯の設置や高照度化を行い、防犯環境の整備を進めます。</p> <p>「こども 110 番の家」運動を推進し、子どもたちの緊急時の避難場所の確保に努めます。</p>

基本施策 6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止のためのネットワークの充実を図るとともに、児童虐待防止への意識啓発や相談・支援事業などによる児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応などに取り組み、地域全体で児童虐待から子どもを守る体制を構築・強化します。

施策	主な取組内容
児童虐待防止のためのネットワークの充実	<p>要保護児童対策地域協議会 において、福祉関係者や医療、保健、教育、警察等の関係機関・団体の連携を強化し、相互の情報共有を図ります。</p> <p>要保護児童対策地域協議会 の参画機関の職員を対象に、児童虐待問題についての研修を行い、事案対応に係る技術力の向上に努めます。</p> <p>定期的な代表者会議（実務担当者会議）を開催するとともに、要保護児童の通告などがあった場合は、ケース検討会議で協議しながら対応にあたります。</p>
児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応	<p>家庭児童相談員を配置し、家庭からの相談や地域からの通告を受け、個々の子どもや家庭に応じた援助を行います。</p> <p>様々な媒体や機会を活用し、児童虐待やその防止に対する正しい理解を促進するとともに、虐待を見聞きした場合の通報義務など早期発見のために地域住民ができることについての周知・啓発を積極的に進めます。</p> <p>児童虐待の発生を予防するため、健康診査およびこんにちは赤ちゃん事業などの訪問事業等の母子保健活動や地域の医療機関や関連団体等との連携を強化し、養育支援を必要とする家庭の早期発見に努め、養育支援訪問事業などの適切な支援につなげます。</p> <p>児童虐待防止についての教職員研修を実施するとともに、学校、幼稚園、保育所において、日常の子どもたちの様子を確認することで、児童虐待の発生予防や早期発見に取り組みます。</p> <p>子育てに関する各種相談事業や地域の身近な相談窓口である民生委員児童委員、主任児童委員の活動を通して、児童虐待の発生予防や早期発見に取り組みます。</p>
要保護児童の処遇等の向上	<p>トワイライトステイ やショートステイ など要保護児童の対策となる事業について、関連施設と連携してケース対応にあたります。</p>

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立と子どもの健全な育成を図るため、地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。

施 策	主な取組内容
ひとり親家庭の自立支援	<p>「島本町母子家庭等自立促進計画」（平成 22 年 3 月策定）に基づき、母子・父子家庭の自立支援などの取組を総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>人権尊重 相談機能及び情報提供の充実 就業支援 子育てをはじめとした生活面への支援（保育所優先入所の推進、日常生活支援事業の推進、母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援、公営住宅における優先入居の推進など） 養育費の確保（啓発および法律相談事業の実施） 経済的支援の実施</p>

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪やいじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもの保護を推進するため、関係機関等が連携を強化し、相談やカウンセリングなどの取組の充実を図ります。

施 策	主な取組内容
相談・カウンセリングの充実	<p>小中学校において、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカー 等が活用できるよう、教育相談体制の充実を図ります。</p> <p>課題のある児童生徒への働きかけについては、学校・家庭・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 及び関係機関が一体となった取組を進めます。【再掲】</p> <p>保護を必要とする児童に対しては、保育所や庁内関係部局、児童相談所や児童養護施設 とのケースカンファレンスを通じて、適切な支援ができるよう関係強化に努めるとともに、児童相談所と連携し、援助・相談支援の充実を図ります。</p>
要保護児童の処遇等の向上【再掲】	<p>トワイライトステイ やショートステイ など要保護児童の対策となる事業について、関連施設と連携してケース対応にあたります。</p>

(4) 障害児施策の推進

ノーマライゼーション の理念のもと、早期発見・治療の推進を図るとともに、障害のある児童の健全な発達を支援し、障害のある児童とその家族が、身近な地域で安心して生活ができるよう、総合的な取組を推進します。

施 策	主な取組内容
障害者計画および 障害福祉計画の推進	「島本町障害者計画」（平成 19 年 3 月改訂）や「島本町障害福祉計画」（平成 21 年 3 月策定）に基づき、障害児施策を総合的かつ計画的に推進します。 保健サービスの充実 医療サービスの充実 療育・幼児教育、障害児保育の充実 学校教育の充実 放課後（学校外）活動の充実 情報提供の充実 経済的支援の推進 児童デイサービスの推進

第5章 計画に関する目標値

1. 特定事業に関する目標値

子育て支援に関するニーズ調査の結果から潜在的なニーズを把握するとともに、特定事業の利用状況や本町の地域特性などを踏まえ、以下のように、平成26年度の目標事業量を設定しました。

項目		平成21年度 実績見込	平成26年度 目標事業量
通常保育事業	3歳未満児	167人 (平成20年度月平均)	定員：175人
	3歳以上児	267人 (平成20年度月平均)	定員：313人
家庭的保育事業	3歳未満児	未実施	18人
	3歳以上児	未実施	0人
特定保育事業		未実施	0か所 0人
延長保育事業		3か所 利用者数：170人*	3か所 定員：210人
夜間保育事業		未実施	0か所 0人
トワイライトステイ事業		1か所 利用者数：2人*	1か所 定員：8人
休日保育事業		1か所 利用者数：3人*	1か所 定員：50人
病児・病後児保育事業 (体調不良型)		未実施	1か所 日数：50日
病児・病後児保育事業 (病児対応型・病後児対応型)		未実施	1か所 日数：50日
放課後児童健全育成事業 (学童保育)		4か所 利用者：215人 (平成20年度月平均)	4か所 定員：250人
放課後子ども教室事業		4か所	4か所
一時預かり保育事業		1か所 日数：2,507日*	2か所 日数：3,600日
地域子育て支援拠点事業		2か所	2か所
ショートステイ事業		1か所	1か所
ファミリーサポートセンター事業		未実施	1か所

* 平成20年の実績値

2. 島本町独自の目標値

本町の地域の実情や子育て支援に関連する施策・事業の状況などに対応した独自の目標値を、以下のように設定します。なお、各項目について、平成26年度（計画の最終年度）の目標とあわせて、平成24年度を目途とする計画中期までの目標を記載しています。

項目	現状	計画中期	計画後期
	平成21年度 （*20年度実績）	平成24年度まで	平成26年度まで
訪問事業の充実 （こんにちは赤ちゃん事業）	未実施 （参考：新生児訪問 *25%）	検討	実施
			100% （全件訪問）
幼稚園における子育て支援の充実 （就労支援型幼稚園の整備）	未実施	検討/実施	実施
		検討・課題整理後に実施	1箇所
保育所の人材育成、資質向上 （研修体制の充実）	年間3回 （保育所における 研修会開催回数）	拡充	継続
		年間5回	年間5回
子育てに関する相談事業の充実 （子育て講座の充実）	年間6回	拡充	継続
		年間10回	年間10回
子育てに関する情報提供の充実 （紹介冊子の設置箇所拡大）	8箇所	検討/拡充	拡充
		商業施設等への打診、協力者拡大	20箇所
放課後子ども教室の充実 （学習活動の充実）	2箇所 （学習活動を行う教室数）	拡充	拡充
		3箇所	4箇所
子どもの居場所づくり/子どもの遊び環境の整備・充実 （公共施設の活用）		実施	継続
		1箇所新設 （ふれあいセンター内）	継続
両親教室（パパママクラス）の充実 （参加率の向上）	*39% （初産婦（母親）の実参加者数45名/初産婦の妊娠届出数115名）	検討/拡充	拡充
		実施方法の工夫・改善を行う	50%
乳幼児健康診査の推進 （満足度の向上）	*4か月児 74.1% *1歳6か月 57.3% *3歳6か月 41.2%	継続	継続
		4か月児 90% 1歳6か月 70% 3歳6か月 80%	4か月児 100% 1歳6か月 80% 3歳6か月 80%

項目	現状	計画中期	計画後期
	平成 21 年度 (* 20 年度実績)	平成 24 年度まで	平成 26 年度まで
食育に関する取組の推進 (町内ネットワーク会議の設置)	未実施	実施	継続
		会議の設置	継続
確かな学力の育成 (読書が好きな子どもの割合)	*小学生 51% *中学生 35%	拡充	拡充
		小学生 60% 中学生 40%	小学生 70% 中学生 50%
豊かな心の育成 (町内一斉清掃への参加促進)	*小学生 105人 *中学生 260人	拡充	継続
		小学生 150人 中学生 280人	小学生 200人 中学生 300人
健やかな体の育成 (運動が好きな子どもの割合)	*小学 5 年男子 82% *小学 5 年女子 57% *中学 2 年男子 66% *中学 2 年女子 48%	拡充	拡充
		小5 男 85%・女 70% 中2 男 75%・女 55%	小5 男 90%・女 75% 中2 男 80%・女 60%
安全・安心な学校づくり (小学校へのオートロック設置)	1校	拡充	継続
		4校(全小学校)	4校(全小学校)
男性の育児参加等の推進 (パパマクラスへの男性参加促進)	* 32% (初産婦に係る父親の実 参加者数 37 名 / 初産婦 の妊娠届出数 115 名)	検討 / 拡充	拡充
		実施方法の工夫 ・改善を行う	50%
ワークライフバランスの実現 に取り組む企業等への支援 (町内関係企業に対する研修)	未実施	拡充	拡充
		年間 1 回	年間 1 回
児童虐待防止のためのネット ワークの充実(関係機関職員を 対象とする研修)	年間 1 回	拡充	拡充
		年間 2 回	年間 2 回
療育・幼児教育、障害児保育の 充実 (療育相談の実施回数拡大)	年間 1 2 回	拡充	継続
		年間 16 回	年間 16 回

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進に向けては、計画の実効性を確保するため以下のような取組を行います。

(1) 庁内推進体制の整備

次世代育成支援対策は多岐の分野にわたるため、計画策定担当課（子ども支援課）を中心に、関係各課における計画の進捗状況を年度毎に点検・共有化し、見直しや改善について検討するなど、関係各課が連携して横断的に取り組める体制づくりを進めます。

(2) 地域住民や関係機関、関係団体等との連携・協働

本計画を推進するためには、行政はもとより、家庭や地域、関係機関や企業などが主体的な取組を進めることが重要です。

そのためにも、計画の周知・普及を図るとともに、子育て支援に関する様々な情報提供や情報発信を積極的に進めます。また、子育て家庭や子育て支援の担い手からの「声」や地域における子育て支援に関する課題などの把握にも努めます。

さらに、地域の主体的な取組との連携や支援を図り、着実な計画の推進をめざします。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく各種の取組を計画的かつ実効性をもって推進するため、進捗状況の確認や計画の成果の検証・評価、新たな課題やその対応策の検討など、P D C Aサイクル（Plan（計画） - Do（実行） - Check（検証・評価） - Action（見直し））を踏まえた進行管理を行います。

また、個別の事業・取組に関し、財源や人的資源の投入（インプット）による、事業量（アウトプット）を検証・評価するとともに、保育所や幼稚園、小学校を通じた子育て家庭の意識・動向の調査などにより、個別の事業・取組を束ねた施策レベルでの成果（アウトカム）の把握に努めます。

さらに、計画の進捗状況や評価結果などを「島本町住民福祉審議会」に報告するとともに、広く住民に公表し、進行管理や検証・評価の透明性確保に努めます。

參考資料

1 . 審議經過（作成中）

2．用語解説

【あ行】

アウトカム

成果。目的や目標の達成状況。アウトカムから「事業・取組を実施した結果、どのような成果が生まれたか」「どのような変化があったか」という評価ができる。

アウトプット

事業・取組の実施量。目的や目標の達成のために行われる事業・取組の結果。アウトプットから「何をしたのか、何がどの程度できたか」という評価ができる。

預かり保育（幼稚園の預かり保育）

幼稚園の通常の教育時間の前後などに、地域の実態や保護者の要請に応じて実施する保育。

育児休業制度

労働者が育児のために退職することなく一定期間休業することができる制度。「育児・介護休業法」では、満1歳に満たない子を養育する労働者が、事業主に申し出ることによって育児休業をとることができる。

一時預かり（一時保育）

保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所などで保育を行うこと。

一般世帯

国勢調査では、住居と生計を共にしている人の集まり又は1戸を構えて住んでいる単身者 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 会社、団体、商店、官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者 をいう。

インプット

行政がどれだけの財源や人的資源を投入したかという資源の投入量。

M字型カーブ

女性の就業率を縦軸に、年齢を横軸にとったグラフが、途中の30歳代前半で大きく落ちこみ、Mの字に似た形になること。結婚や出産を機にいったん労働市場から退き、子育て等が落ち着いた頃に再就職して職場に復帰するためと考えられる。

延長保育

保育所において 11 時間の開所時間の前後にさらに 30 分以上の預かり時間を延長して、子どもの預かりを行う。（延長保育料が必要）

園庭開放

保育所（園）の園庭を地域に開放し、子育て中の親や子どもの遊び場を提供するほか、子育てに関する相談等に応じる。

エンパワメント

一人ひとりが、あらゆる状況などを変えていく力を身につけること。

【か行】

学校協議会

学校・保護者・地域住民で構成される組織で、学校が保護者や地域住民の意向を把握し、学校教育活動に反映させるほか、学校運営に協力を得るなど、学校としての説明責任を果たす。

休日保育

保育所を利用している家庭の保護者が、休日（日曜・祝日）に出勤することにより、保育が困難となるときの預かり保育。（山崎保育園で実施）

合計特殊出生率

15～49 歳の女子の年齢別出生率を合計した値で、1 人の女性が一生の間に平均して何人の子どもを生むかを示す目安となる数値。

コーホート変化率法

コーホート変化率法は、ある国勢調査年次及びその直後の国勢調査年次の年齢階層 5 歳毎人口に基づき、年齢階層 5 歳毎の男女別で国勢調査間の変化率を計算し、それらの変化率が将来或いは過去においても不変であると仮定し、将来の年齢階層 5 歳毎にその変化率を順次適用して人口を推計する方法。

子育て支援センター

育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援、子育て支援に関する情報の提供などを実施し、子育てを支援する。（山崎保育園に併設実施）

子育て支援相談機関連絡会

平成 11 年 7 月、各関係機関の連携により、子育てへの支援を充実するため連絡会を組成。
(構成・・・民生部、教育委員会、大阪府吹田子ども家庭センター、大阪府茨木保健所、社会福祉法人大阪水上隣保館山崎保育園・遙学園、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会)
毎年 11 月頃に「子育てフォーラム」を開催。

こども 110 番の家

「こども 110 番の家」の旗を掲げ、トラブルに巻き込まれそうになった子どもが駆け込んで助けを求めることができる民家や商店。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

今後の少子化対策として子育て家庭への社会的支援を進めようと、平成 15 年 7 月 16 日に公布された法律で、各自治体に平成 17 年度からの行動計画を策定するよう規定している。(平成 17 年 4 月施行、平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法)

児童の権利に関する条約

世界の多くの児童(児童については 18 歳未満のすべての者と定義)が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものの条約。我が国は、平成 2 年 9 月 21 日にこの条約に署名し、平成 6 年 4 月 22 日に批准を行った。

児童養護施設

児童福祉法第 41 条に規定される児童を養護する施設で、家庭での養護が困難な児童を保護し、その自立を支援する。

出生率

人口 1,000 人に対する出生数。

ショートステイ(短期入所生活援助)

保護者が疾病等によって、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合などに、一時的に養育・保護する。(遥学園で実施)

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。

スクールソーシャルワーカー

学校において、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者。

総合型地域スポーツクラブ

地域住民の主体的な運営により、子どもから高齢者までが多種目のスポーツに参加できるクラブをいう。島本町では平成 19 年に「しまもとバンブークラブ」が設立され、スポーツだけでなく文化活動を含めた様々な活動を展開している。

【た行】

昼間人口

当該地域に住んでいる人口（常住人口）から、他地域から通勤・通学してくる人口（流入人口）を足し、他地域へ通勤・通学する人口（流出入口）を引いたもの。

つどいの広場

0～3歳児の保護者を対象に、保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりなどの支援を行う。本町では平成 20 年度からつどいの広場「ぱんだのいえ」を開設。

出会いの絵本事業

子どもが絵本との出会いの中で、親子の関係で豊かな心を育むように、乳幼児健診（4か月、1歳6か月、3歳6か月）時に絵本のプレゼント等を行っている。

トワイライトステイ（夜間養護）

保護者が仕事などによって平日の夜間、または、休日に不在となる家庭の児童に生活指導や食事の提供などを行う。（遥学園で実施）

【な行】

乳幼児健診（乳幼児健康診査）

母子保健事業として取り組んでおり、乳幼児期（4ヵ月、1歳半、3歳半）の健康診査を実施することにより、子どもの健やかな成長を促す。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

【は行】

P D C A サイクル

「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」の頭文字を取ったもので「計画 実施・実行 検証・評価 改善」を繰り返す継続的な活動のこと。

病児・病後児保育

児童が急な病気となり、集団保育が困難で、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として、病院や保育所等において病気の児童を一時的に保育すること。

体調不良型	普段通っている保育所において、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童（体調不良児）を、当該保育所内の医務室等で一時的に預かるもの。
病児対応型	当面症状に急変が認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難である児童（病児）を、病院や保育所等の付設の専用スペースで一時的に預かるもの。
病後児対応型	病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である児童（病後児）を、病院や保育所等の付設の専用スペースで一時的に預かるもの。

バリアフリー（バリアフリー化）

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ファミリーサポートセンター

子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いのコーディネートを行う。

保育サポーター（制度）

保育所・幼稚園への送迎や、保護者が帰るまでの一時預かり（一時保育）などを有償で行う制度。

【や行】

要保護児童対策地域協議会

平成18年11月から設置された、警察・福祉・教育・保健などの関係機関・部署からなる地域ネットワーク。児童虐待に関する情報交換、関係機関の連携・協力の推進に関する業務、要保護児童対策推進のための広報・啓発活動などを行うとともに、要保護児童の通告などがあった場合には、協議会のケース検討会議で協議しながら対応します。

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境などをデザインする考え方。

【ら行】

両親教室（パパママクラス）

夫婦が、共に、妊娠・出産・育児について必要な知識等を得たり、仲間づくりに参加で参加できる教室（講座）。

【わ行】

ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、それが実現した社会は、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義される。